

平成25年第5回佐渡市議会定例会会議録（第2号）

平成25年12月11日（水曜日）

議事日程（第2号）

平成25年12月11日（水）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	中村良夫君	14番	村川四郎君
15番	佐藤孝君	16番	金光英晴君
17番	猪股文彦君	18番	金子克己君
19番	根岸勇雄君	20番	近藤和義君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	岩崎隆寿君	24番	祝優雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	小林祐玄君	総合政策監	藤井裕士君
総務課長	計良孝晴君	総合政策長	大橋幸喜君
行政改革課長	清水忠雄君	世界遺産推進課長	石山勉君
財務課長	伊貝秀一君	地域振興課長	藤原淳君
交通政策課長	渡邊裕次君	市民生活課長	川上達也君

社会福祉課	笠井寛君	高齢福祉課	佐藤一郎君
農林水産課	渡辺竜五君	観光振興課	濱野利夫君
産業振興課	羽生靖君	建設課	金田一則君
上下水道課	和倉永久君	学校教員課	吉田泉君
社会教育課	小林泰英君	監査委員	島川昭君
農業委員会	堀口一男君	農業委員	長敏宏君
消防長	深野俊之君	危機管理	本間聡君
庁舎整備幹	鈴木一郎君		

事務局職員出席者

事務局次長	中川雅史君	議事調査係	齋藤壮一君
庶務係長	本間一夫君	議事調査係	太田一人君

平成25年第5回（12月）定例会 一般質問通告表（12月11日）

順	質 問 事 項	質 問 者
1	1 減反政策廃止に伴う諸問題を問う (1) 農地集積・規模拡大の問題点について (2) 飼料米生産の現状と問題点について (3) 減反廃止により消費者のメリットはあるのか (4) 減反に協力した農家への補助金支給が無くなれば、税金は節約できるか (5) 農家に対する補助金等の現状と今後について (6) 棚田米販売の取組みについて 2 介護保険制度改正に伴う諸問題を問う (1) 新支援事業の見直しについて (2) 特別養護老人ホームの入居条件変更について (3) 第1号被保険者保険料の低所得者軽減措置の強化 (4) 所得や資産のある人の利用者負担の見直し 3 将来ビジョンと職員のモチベーション及びメンタルヘルスについて問う	大 森 幸 平
2	1 新造船「ときわ丸」就航について 2 市民から信頼される行政について 3 廃校後の体育館、グラウンドを市民に開放できないか 4 行政改革の視点について 5 官民協働プロジェクト事業について	笠 井 正 信
3	1 減反廃止に伴う佐渡市における農業対策について (1) 佐渡版農政をどう考えていくのか (2) 今までの農地集積はどのようになっているのか (3) 農産物の販売戦略について、今後どう対応していくのか 2 大学連携推進事業の事業効果について (1) 寄附講座について研究内容をどう活かしていくのか (2) 今後の事業の進め方について 3 学校給食について (1) 自校給食式の学校や給食センターの人員配置は適正か (2) 食物アレルギーに関する安全対策について (3) 食材の地産地消状況について 4 全国学力テストの公表についての教育委員会の対応は 5 小規模障がい者施設にスプリンクラーの設置義務化が検討されているが、佐渡市の状況と今後の対応について 6 特養待機者の解消に向けた状況はどうなっているのか 7 下水道事業の見直しについて	駒 形 信 雄

順	質 問 事 項	質 問 者
3	(1) 合併処理浄化槽の整備に切替えた方が負担は少なくなると思うが、どのように考えるか (2) 下水道と合併処理浄化槽を比較した場合、1人当たりの負担額はどうか 8 補助金の見直しについて	駒 形 信 雄
4	1 委託料の支出や補助金・負担金の交付決定並びに実績報告書等のチェック体制について 2 誘客宣伝並びに広報広聴の強化策としての「戦略官」とは 3 広域観光連携について 4 二次交通への取組みについて 5 補助金交付2団体（佐渡観光協会、佐渡地域観光交流ネットワーク）の旅行業事業に伴う棲み分けについて 6 観光データ調査分析事業の進捗状況と今後の取組みについて	坂 下 善 英

午前10時00分 開議

○議長（祝 優雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（祝 優雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔に行うようお願いをいたしておきます。

大森幸平君の一般質問を許します。

大森幸平君。

〔6番 大森幸平君登壇〕

○6番（大森幸平君） 無会派の大森幸平です。通告に従い、一般質問を行います。

1番目、減反廃止政策に伴う諸問題を問います。政府は、11月26日、農林水産省・地域の活力創造本部、本部長安倍晋三首相、を開き、米の生産調整、減反や農業補助金の見直しを正式決定した。生産量を絞って価格を維持する減反を2018年度をめぐりに廃止し、農家の自主的な経営を後押しする。一方で、集落農業を対象にした交付金、日本型直接支払を創設し、農地や農村の維持を目指す。その中身は、農道の草刈りや水路の泥上げなどに協力した場合、農地維持支払として10アール当たり年間最大3,000円を支給する。農村の景観維持を手助けした場合には、資源向上支払として10アール当たり最大2,400円を支給する。いずれも自民党が政権公約で日本型直接支払制度として盛り込んだ内容だ。安倍首相は、会合で「農業の構造改革を進めて成長産業とし、農業、農村の所得増加につなげる」と述べた。政府は、減反廃止などを盛り込んだ抜本的農業強化策を年内に作成するとしている。その内容は、10アール当たり1万5,000円の減反補助金を来年度から半分の7,500円に減らし、4年間の時限措置にし、米が基準価格を下回った場合差額分を翌年度に支給する変動補填交付金は来年度になくす。同時に、農家の収入を安定させるため、新たな収入保険を導入する方針で農家の理解を求めるとしております。

（1）、議論の食い違いをなくすために、減反とは米の生産を抑制し、米価の下落を防ぐ政策。農林水産省が需要予測した上で生産数量目標を定め、都道府県に割り当てる。県が市町村に割り当てる。その見返りとして減反協力者には各種補助金が出ていると私は理解しているが、間違いありますか。現在の補助金制度全般について説明をいただきたいと思えます。

（2）番目、減反政策であります。先ほど述べたことがなくなるということでよいのか説明を求めます。

（3）、減反廃止の狙いは。（1）、農地の集積、規模拡大。（2）、農家が加工や販売を行う6次産業化。

（3）、農家の創意工夫で所得を拡大できるようにする。（4）、後継者を確保し、国内農業を維持可能なものにする。と考えるが、農地の規模拡大にはさまざまな規制があり、難しいと考えられます。規模拡大の問題点について農業委員会はどう考えているのか見解を求めます。

（4）、米価が急落すると米農家が打撃を受けるため、現行8万円の補助金を上限10万5,000円にし、飼料米の生産を促し、農地を維持し、米価の急落を防ぐとしています。平成25年度の佐渡市の（1）、米、飼料米の作付面積及び生産量。（2）、米販売農家の数と作付面積及び生産量。（3）、中山間地直接支払の

面積、10アール当たり2万1,000円支給されている農地はどのくらいありますか。

佐渡の場合兼業農家が多く、その平均耕作地は1ヘクタール以下であり、また中山間地等では収穫量が少なく、飼料米の増産は難しいと思われます。結局中小米農家は淘汰される可能性が高く、米価は急落する可能性は否定できません。飼料米増産の問題点として、(1)、飼料米の保管場所、(2)、配合飼料に加工する施設の整備、(3)、飼料米の売り先の確保、3点があると思うが、佐渡の現状についてお伺いいたします。

(5)、減反廃止により消費者のメリットはあるのか。農家が自由に米を生産できるようにすれば安くなる可能性はあるが、食用米から飼料用米に転作するほうが農家の所得がふえるため、食料用の生産が減って米価は上がると見込まれ、家計への打撃は大きいとキャノングローバル戦略研究所の山下一仁研究主幹は指摘をしております。また、宮城大学の大泉一貫教授は、政府が少なくとも4年間は生産数量目標を出すので、米の価格は下がらないと見ている。飼料米への転作を誘導する補助金を手厚くすることや日本型直接支払によって消費者負担だけが続く。メリットは全くないと指摘をしております。

(6)、減反に協力した農家への補助金がなくなれば税金は節約できるのか。今回の決定では、民主党政権に始まった10アール当たり1万5,000円の戸別所得補償を半額の7,500円とし、18年度をめどに廃止する。これで1,600億円程度の税金が節約できますが、そもそも日本型直接支払制度などの補助金に回りそうに減らないという意見が非常に多いと聞いております。大泉教授も単なる補助金のつけかえで全体の予算規模は変わらないだろうと予想している。日本型直接支払も活動に公共性や社会性を持たせないただのばらまきになると指摘をしております。

(7)、平成26年度より農地中間管理機構による集積、集約活動に取り組むとありますが、佐渡市はこれにどうかかわっているのか答弁を求めます。

(8)、農林水産省は、補助金の見直し後、農業で生計を立てている世帯が多い集落の所得が全国平均で13%ふえるとの試算を示しているが、これは飼料米の生産が大幅にふえることが前提です。佐渡市の場合どのような試算になりますか。今回の減反政策の見直しは、国の補助金は削減できない、中小農業者や中山間地の農地は耕作放棄地につながりかねない、消費者も米価が下がらないなど、どこにもメリットのない内容だと指摘せざるを得ません。

2番、介護保険制度の諸問題を問います。介護保険制度は、加齢による心身の変化に起因して要介護状態になった要介護者が尊厳を保って日常生活を営むための保健、医療、福祉サービスを給付するため、国民の共同連帯の理念に基づき、介護者を社会全体で支える新たな仕組みとして2000年4月より導入されました。難しい言葉で書かれておりますが、家族で面倒を見ていた介護を社会全体で見ていく、経費も1号被保険者、2号被保険者で負担するというものであります。その後幾多の見直しが行われ、現在に至っております。歴史を振り返ってみるため、次の事項について説明を求めます。

(1)、軽度者に対するサービスを充実するために予防重視型システムに転換した新予防給付と介護予防事業とは何か。

(2)、在宅サービスと施設サービスの公平を図るためにとられた措置とはどういうことか。

(3)、小規模多機能居宅介護の導入は、どういう目的で行われたのか。

(4)、地域包括支援センターの役割について。

(5)、佐渡市の介護保険料の推移。

(6)、介護保険料の支援体制。

(7)、高齢者介護研究会が平成15年6月にまとめた「2015年の高齢者介護」の概要。介護保険施行当初は、特別養護老人施設の申し込みが急増、重度の要介護認定者の大半が施設サービスを利用し、在宅生活を希望する高齢者が在宅生活を続けられない状態が生まれたと言われていています。佐渡の労働環境等を考えると、夫婦共稼ぎでないと生活を維持することができない実態にあると考えます。在宅で親等の介護を行えばどちらかが仕事をやめなければならなくなる場合があります。しかし、政府は高齢者人口の急増等による分析の結果、在宅介護を軸にした制度に変更しております。

今年度9月末までの社会保障審議会介護保険部会での議論を通じて、今後の介護保険制度の見直しに向けた論点がほぼ出そろったと言われております。その内容、(1)、要支援者向けサービスを介護保険制度の対象から外し、市町村事業に移行する。(2)、特別養護老人ホームの入居条件を要介護3以上にする。

(3)、1号保険料の低所得者向け軽減措置を強化する。(4)、一定所得以上の自己負担を2割に引き上げる。以上4点について、論議を深めたいと存じます。

3番、佐渡市将来ビジョンと職員のモチベーション等について。佐渡市将来ビジョンの見直しに当たって、初めにの項で、佐渡市の財政構造は歳入の約半分を地方交付税が占めており、この交付税は平成25年度までの10年間は合併算定替により旧10カ町村が存続しているものと算定されているため、佐渡市の算定額を上回って交付されているが、その後は5年間の激変緩和措置の後、平成31年度からは一本算定に完全移行し、交付税は大幅に減少する見通しである。したがって、本市の予算規模は今後大きく縮小せざるを得なくなると分析しております。性質別経費の推移を見ると、予算規模は平成25年度当初予算523億円が平成31年度は367億円に、普通建設事業費は56億円に、人件費は63億円と、大幅な削減になると想定をしております。中でも普通建設事業の削減は大幅であり、佐渡市経済に与える影響は最も大きいと考えます。第5章、成長力強化戦略の中でそのことについて企業の第二創業化としか触れられておりません。安心、安全のまちづくり、市道の補修、改善等に対する影響、また建設業界等にどのような対応をするのか、市長の見解を求めます。

平成25年度当初予算は523億円で、合併以来最も大規模なものであります。これまで職員数は400人が減少しており、その中でも普通会計職員の減少が9割を占めております。職員にかかる負担は、年々大きなものとなっています。ビジョンでは、人件費も職員数を削減するなどして大幅に削減するとしております。人件費は削減される。仕事量は増大する。職員のモチベーションは下がるばかりです。市長は、職員に2S3Kを求めています。職員が業務をこなし、佐渡市発展のために全力を尽くすことは当然のことだと思います。しかし、市長の方針、指示を理解し、全力で働こうという職場環境をつくるのも市長の仕事であると考えます。私は、かつて勤めていた職場での訓練で、やってみせ、させてみせ、褒めてやらねば人は動かぬという山本五十六の言葉をよく聞かされました。このことは、職場で気持ちよく働いてもらう環境をどうつくるのか、人間関係をよく考えることだと肝に銘じたことを思い出します。職員が全力を挙げて仕事をしようという環境をどうつくり出すのか、市長の見解を求めます。

以上でこの場からの発言を終わります。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。それでは、大森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の減反政策等々に伴います農業政策の点でございます。ご質問があったとおりでありますけれども、この減反政策というものは食料であるがゆえにいわゆる計画生産をしていく。そのことによって価格を安定をするというのが私ども農業者の目的でございますので、議員がご指摘のとおりでございます。

また、生産調整達成が要件となる補助金と、こういうことでございましたけれども、経営所得の安定対策と、それから水田・畑作経営所得安定対策がございます。これは、いずれも米価下落対策の補助金であるということについてございまして、全くそのとおりだということでございます。これは、自給率を目指しただけでありますけれども。

それから、2番目の生産調整が廃止された場合補助金の生産調整達成要件は廃止されるかどうかということですが、もちろんでありまして、補助金の生産調整達成要件というのは廃止をされると。これは、もう生産調整そのものが廃止をされるわけでありまして、当然それに連動すると、こういうことになります。

それから、3番目はこれ農業委員会のほうから説明申し上げますが、4番目は飼料米は今どのぐらいの面積をつくっているかと、こういうことのご質問でございましたので、農林水産課長に説明をさせます。

5番目、生産調整を廃止することによって消費者のメリットということでございました。私は、結論から申し上げますとメリットはないと思っております。いろんな競争があつて、あるいは外国から入れるとか、いろんなことによつて一時的には価格が下がるということが予測されます、一時的には。しかしながら、長期的に見た場合に、いわゆる品質の問題、安全性の問題等々からしまして、安定的に安心な農作物が供給されるかどうかという不安感、こういうものからして私は価格というのはまた上がってくるだろうと思っております。つまり安全なお米は高く買うと、こういうふうになってくるわけでございますので、そういうことからすると一時的には価格が下がって消費者は喜ぶかもわかりませんが、長いスパンで見れば日本全体の私は損失になるというふうに考えております。これは、価格だけの問題ではなくて農業が持っている多面的機能、こういうものも崩壊をするわけでございますので、日本全体として損失になるということです。

それから、6番目の国の補助金の総額ですけれども、これは私は基本的には変わらぬと思っております。一つのパイがあつて、それをここにあつたものをここへ持ってくるだけですから、早い話が。したがって、大きな枠というのはそのままであるだろうと思っております。当面はです。ただし、これをやつた場合に大きな問題が出てくるだろうと思っております。そのときの費用を考えますと、結果的には税金がどんどん、どんどんもつと膨らんでいくのではないかとことは考えられます。当面はそんなに変わらないと思っております。

それから、7番目の農地中間管理機構でありますけれども、これは県の受け皿として県の農林公社を今考えているようでございますが、農林公社があつたとしても不可能であります。机の上で利用調整をやるということは簡単にできますが、これはつくる人と出す人が2ついるわけですから、その調整というの

は現場でやらなければだめなのです。したがって、農林公社がいかによろうとも、やっぱり我々市がそこの中に、農家との間の中に入っていかなければならない、こういう問題がこれから出てくると思っています。この辺の仕組みについては、これからどういう形になるのかわかりませんが、なるべくスムーズに農家のほうに利用集積が可能、いわゆる担い手のほうに利用集積が図られるように私ども市としても頑張っってやっていきたいと思っています。

それから、国、県が例の補助金見直し後の試算をやっております。あれは、私は余り意味のないことであると思っていますので、私自身試算はしておりません。つまり米価は今の米価をそのままやっています。そして、いいところ取りを全部しているわけでありまして、そんなことが世の中でいくのならば農政はこんなに変にはならなかったと思いますので、私はこれ余り意味のないことである。ただ、どうしても佐渡であの基準でやれということになると2%ぐらいは増加するというふうに考えられますが、厳密に計算はいたしておりません。

次に、介護保険の改正でございます。平成12年4月に介護保険制度がスタートをいたしましてから、平成18年度には介護予防重視型のシステムへの転換が図られたところでございます。また平成24年度には医療と介護の連携強化等の大きな改正が行われておりまして、現在議員ご指摘のように平成27年度からの改正に向けまして国の審議会で議論がされているというのが今の実態でございます。ただし、その議論の内容を見てみますと、まだ完全に固まったということではございませんので、こうだからああだということとはなかなか申し上げる段階ではございません。ただし、4点ばかりについて論点があるのだろうと思っています。1つは、予防給付から地域支援事業への移行につきましては、訪問介護とデイサービスのみを移行するというようなことが今検討されているようであります。それから、2番目は特養の入所の条件変更でありますけれども、要介護1、2であったとしてもやむを得ない事情の場合は入れるというようなことを今検討しているということも聞いております。あと1号保険料の低所得者向けの軽減措置等についても議論がされているようでございますし、それから一定以上の所得がある人の利用者負担を2割に引き上げるといったようなことも議論をいたしているところというふうに聞いております。ただ、これからその推移をじっくり見ていかなければならないわけでありまして、介護とか保健とか医療という今のある制度、この制度というのは1940年から1970年のあの30年間の経済成長率10%、あのときにできた仕組みなのです。したがって、どんどん、どんどんと今のような状況になってくれば当然見直していかなければならない。これは、やっぱり覚悟していかなければならないと思っています。ただ、その段階で、議員がご指摘のようにこの中で我々はこれから注視をしていかなければならぬけれども、最も我々が考えておかなければならないことは、やっぱり在宅介護重視という方向が出されているわけでありまして、これによりまして介護により離職、これについては注視をしていながら、我々佐渡市としてはこの現状を踏まえながら、こういうことのないように対策をこれからとっていかなければならないと思っていますが、現段階でどういうことをするということまではまだ決まっておりませんので、申し上げることはできません。なお、具体的な詳細なものについては高齢福祉課長に説明をさせます。

それから、ビジョンに関連して、職員のモチベーションとかメンタルヘルスということでございます。そういう中で、1点目は建設業のお話ございましたけれども、ご案内のとおりでありますけれども、建設業の場合は、佐渡の総生産額が約2,000億でございます。そのうちの13%程度が建設業で占めております。

しかも、それだけではなくて雇用の受け皿としても大きな役割を果たしているということでございまして、これは建設業を中心に経済が回っている部分もございしますので、これは重視をしていかなければならないというふうに考えております。

そういう中で、普通建設事業費の減少に伴う影響でございますけれども、影響がないということは決してありません。これ影響があるわけでありまして。ありますけれども、こういう情勢の中でいろいろとめり張りをつけてやっぱりやっていかなければならないと思っております。具体的にはその段階でまた検討していかなければならないと思っておりますけれども、まず1つ考えていかなければならないのは、国が打ち出しておりますいわゆる経済対策とか、あるいは国土強靱化等々の計画、対策がございまして。そういう経済対策等々をよく見ながら、そういうものを適時受け入れていくと。それを効果的に活用するということがやっぱり必要だと私は思っております。そういうことで、極端に減少するというものを、縮減するというものをなるべく抑えていかなければならないなというふうに思っております。

それからもう一つは、建設業界におかれましては非常に高齢化が進んでいる中で地域貢献というような形で、地域の道路の問題とか草刈りの問題とか、いろんな問題があるわけでありまして、そういう地域貢献という形でやっていただくということがありますし、これからはメンテナンスというものについて計画的にやっぱり導入をしていかなければならないと思っております。そういう意味について、建設業においては新たな部分での取り組みをこれからお願いをしていかなければならないし、もう一つは我々が今一生懸命進めております第二創業化の問題等々について、これからもっともっと積極的にやっていかなければならない。

それともう一つは、企業、特に建設業等が農業参入がしやすいように、国に対して今要望もいたしておりますし、それがなかなか通らないということになれば特区申請も今考えている段階でございますので、そういう中で対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、職員のモチベーションでございます。今回のビジョンの見直しによりまして、平成31年まででありますけれども、職員数の見直しを行ったところでございまして。したがって、当然のことながら職員の数が減るわけでございますので、このままの仕事をしていけば1人当たりの負担が多くなるということは、これは当然のことです。したがって、今後はそれをなるべく軽減をしていかなければならないということがありますので、いわゆるアウトソーシング、これはやっぱりやっていかなければならない。行政がどうしてもやらなければならないもの、そうでないものというのはやっぱり区別をしながらアウトソーシングもしていかなければならないと思っております。

それからもう一つは、モチベーションの問題でありますけれども、これは何としても管理職のリーダーシップです。はっきり言わせて管理職のリーダーシップであります。そのリーダーシップのもとに全職員が今何をしなければならぬかということを考えて仕事をするということでございまして、その辺はこれからも徹底をしてまいりたいと思っております。

それからもう一つは、メンタルの面とかいろいろなことがありまして、議員はやってみて、させてみて、褒めてやるというのが一番いいのだということをおっしゃっておられました。私自身もそのとおりにやっていますのでございまして。やってみて、させてみて、公務員として成果があった場合は褒めてやると、これは当然のことです。そういうスタンスでこれからもいきたいと思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） では、補足答弁を許します。

堀口農業委員会会長。

○農業委員会会長（堀口一男君） おはようございます。大森議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほどの質問内容ですが、佐渡市においても農地の集積、規模拡大が今後本当に可能かどうかということに尽きるかなと思います。お答えいたします。現在農地の集積は、経営基盤促進法によって行われているところですが、平成21年の法改正で全ての農地を有効利用することになりました。このことから、有効利用できない農地を持っている農家も多く、大変苦慮しているところでございますが、また一般法人が参入する場合は農地の貸借に限ると。2つ目は、出向役員が1名以上常時従事する等々の規制があります。また、半世紀近く続いてきた国の減反政策が5年後をめどに廃止の方向で新たな政策に移行することが決定されました。しかしながら、JA等に出荷する農家は減反廃止後も米需要に見合った生産調整は引き続き行われると思います。佐渡市においては、農業後継者不足、高齢化の進む中、また今後の米価低迷を考えると、減反政策の廃止となった場合の農地の集積、規模拡大については次のような点が予想されます。1点目は、中山間地の貸借地、自作地で転作田として利用している水田は、ほとんどが遊休農地が進み、さらに耕作放棄がされるおそれがあります。2つ目は、平野部においては農業機械の大型化により、小区画や未整備田には今後受け手農家に大変厳しく敬遠されると予想されます。3点目、中山間地のみならず平野部においても、担い手農家の高齢化に伴い、貸借地を地主に返還をされた場合、新たな耕作者が見つからない水田が今後ふえる可能性は否めません。このようなことから、今後農地集積、規模拡大については国の目指している政策どおりにスムーズに移行するかはわかりませんが、今後大変困難であると思っております。

以上、終わります。

○議長（祝 優雄君） 補足説明を許します。

渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

平成25年度の飼料用の作付面積は28アール、生産量は約14トンでございます。平成24年に比べて非常に大きく減っております。24年に比べて大きく減っている理由は、昨年備蓄用に大きく振りかえたということでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（渡辺竜五君） 備蓄用に振りかえたということでございます。米販売農家数は5,176戸、作付面積は5,572ヘクタール、生産量は約2万9,000トンとなっております。また、中山間地直接支払交付金の急傾斜地面積は2,208ヘクタールでございます。飼料用米は、現在全量を全農に出荷しております。出荷までの間島内で保管をしまして、出荷が決まり次第、販売先が決まり次第新潟の全農倉庫に流れていくという形になっております。

また、米の飼料用米に関しての島内での加工施設は現在ございません。売り先につきましては、基本的に需要先と流通コストの問題が大きくございますので、現在の状況では島内で利用できることは考えてまいるのですが、全農への販売が中心になるというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 補足説明をさせていただきます。幾つかお尋ねの点がございましたので、一つずつご説明をさせていただきたいと思っております。

最初に、平成18年度の介護保険制度の改正について説明をします。新予防給付の関係でございますが、1つ目といたしまして、自立支援を重視するための、以前の予防給付に対象者の範囲、サービス内容、ケアマネジメントを見直したもので、新たな予防給付へ再編するものでございます。内容は、介護予防通所介護、介護予防訪問介護などのサービスを提供するものでございます。介護予防事業という定義でございますが、高齢者のうち要支援、要介護になるおそれの高い方を対象に、運動機能の向上、栄養改善、閉じこもり予防、認知症予防等を実施するものでございます。

2つ目の関係でございますが、在宅と施設の公平化の措置についてでございます。これにつきましては、施設入所されている方等につきまして、居住費、食費を負担していただき、所得の低い方につきましては、居住費と食費の負担限度額を定め、過重な負担とならないように補足給付を行うものでございます。

3点目でございます。小規模多機能型居宅介護についてのお尋ねでございますが、これは通いを中心といたしまして、要介護者の様態や希望に応じまして、随時訪問や泊まりなどのサービスを組み合わせて、中度あるいは重度になっても在宅の生活が継続されるように支援するサービスでございます。佐渡市では、現在2カ所設置をされております。

4番目でございます。地域包括支援センターでございますが、1番目といたしまして、総合相談支援、2番目といたしまして、虐待の早期発見、防止などの権利擁護、3つ目の目的といたしまして、包括的、継続的ケアマネジメント支援、4つ目といたしまして、介護予防のケアマネジメントという今私がお話ししました4つの機能を担う中核機関でございます。佐渡市では4カ所のセンターがございます。

5番目といたしまして、介護保険料の基準額の推移でございます。これにつきましては、第1号被保険者の場合でございますが、平成15年度から17年度までが月額2,500円、18年度から20年度までが月額3,300円、21年度から23年度までが月額4,200円、24年度から26年度までが月額5,200円ということになっております。

6番目でございますが、平成24年度から26年度までの介護保険の財源の問題でございますけれども、50%が公費で、保険料を負担している方が21%負担をすると、第2号の被保険者の方が29%負担するというものでございます。第2号保険料につきましては、40歳から64歳までの方に健康保険に上乘せをして納付されております。

最後の7番目でございますが、「2015年の高齢者介護」の概要でございます。これにつきましては、2015年には団塊世代が高齢者に達しまして、その10年後に高齢者人口がピークを迎え、今後認知症高齢者やひとり暮らしが増加していきまして、年間死亡者数の急増が予測されるということで、特に都市部での高齢化問題が深刻となってくるという内容でございます。

以上7点につきまして補足説明をさせていただきました。以上です。

○議長（祝 優雄君） 大森君の2回目の質問を許します。

○6番（大森幸平君） 先ほど現在ある補助金制度の内容について説明を願いたいということで述べておる

のですが、その辺の関係はどうなりますか。

○議長（祝 優雄君） 渡辺農林水産課長の補足説明を許します。

○農林水産課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

現在ある補助金でいいますと、市長から申し上げたように米価下落対策が2本でございます。そのほかにつきましては、例えば大豆とかソバとか野菜をつくる補助金につきましては、生産調整要件は全く関係ございません。自給率向上対策として水田のほうで畑作物等に取り組んだ場合に2万円なり3万円なり品目に応じて出ていくということになります。ただし、これは収穫、販売が要件となります、ですから、つくるだけでは補助金はないということになります。これが今の大きな補助金ですが、あと例えば集積したときに集めた出し手、受け手に出る農地集積の補助金等もございしますが……

〔「今来ておる金額も含めて」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） では、後で。

○農林水産課長（渡辺竜五君） ちょっとまた資料をそろえて出します。

○議長（祝 優雄君） では、後で関連で出してください。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） まず、この問題から。私、資料もらっておるので、皆さんに印刷して渡せばよかったのですが、いわゆる農地・水保全管理支払で1億6,931万5,000円、中山間地域直接支払制度で約8億7,200万、それから環境保全型で2,900万、約ですが、水田利活用の直接支払金ということで1億5,000万、米の直接支払金ということで7億1,000万。これ私資料請求してそちらのほうで答えをもらっている額です。言えはわかると思ったので、直接の名前は書かなかったのですが、現在おおむね19億3,300万ほど来ているかと思うのですが、これでなくなるのはどれなのですか、減反がなくなると。

○議長（祝 優雄君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） ご説明します。

減反がなくなるとするのは30年からですので、30年のお話でよろしいでしょうか。それとも来年からのお話でよろしいでしょうか。

○6番（大森幸平君） 30年からなくなるのと来年からなくなるの両方お願いします。

○農林水産課長（渡辺竜五君） 来年からなくなることが確実なのは、先ほど申し上げたように米価の価格変動補填交付金、これはなくなります。これは、3年前、22年に1度交付されました。その後は、震災の影響で米価が上がった関係で発動されておりません。これについてはなくなります。30年になくなるのは、26年から1万5,000円から7,500円に半減される米の直接支払交付金でございます。その中で、あとそれ以外は基本的には残ります。残って、日本型直接支払制度、これが農地維持払いが3,000円、資源向上支払が2,400円、10アール単位でございます。これについて新規で出るとというのが今の基本的な考え方でございます。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） ということは、減反が廃止になっても直接減るのは、民主党が取り入れた戸別所得補償の1万5,000円はこれなくなりますよと。それから、米変動交付金については来年度からなくなりますよと。そういう解釈で、あとのものについては、名前は若干変わるけれども、おおむね制度としては続

くだらうと、こういう解釈でよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） はい、そのとおりでございます。単価等も若干変わるものもございますが、先ほど申し上げたような米価の対策以外は基本的に残るというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） それでは、次に参りたいと思いますが、農地の集積拡大の件でありますけれども、国の方針によりますと、何か全国特区地域ですか、農業委員会わかれると思うので、ちょっと教えていただきたいのですが、特区地域では現在は農業委員会の許可をもって転用されていたものが、その許可なしに生産法人あるいは株式会社等に販売できるようになるというような話聞いておるのですが、どういう解釈をしておりますか。

○議長（祝 優雄君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（長 敏宏君） ご説明いたします。

農業委員会の許可が不要になるという制度は、農地中間管理機構というものが来年度から設立されるというふうになっておりますが、その機構を通して貸し借りをする場合については農業委員会の許可は不要だということは存じております。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 農地法の趣旨は、農地で常に農業を営んでいくと、そういう趣旨でつくられておると思うのですが、そういう農業委員会の許可なくして特定の機構の中でそういうことがやられるという方向に走っているということは、私はこれちょっと問題があるというふうに思っているのですが、小さなものについては今いわゆる利用権設定等で、ある程度田んぼ集め、それ利用権の設定ですよ。そういう中で農地を集積しておるのですが、農地中間管理機構を通すと今度そういったものも手続なくて農地集積が図られていくと、こういう解釈でいいのですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私のほうからお答えいたしまして、この制度は今までもあるのです。これ県の農林公社を通じてであります。ご案内のとおり農地法の精神は、議員がおっしゃったとおりでありますけれども、中間保有という形での制度が今ございます。つまり手放そうとする農家と受けないという農家があります。ところが、受けないという農家が今すぐにはお金もないし買えませんという場合に、農林公社が真ん中に入ってそのお金を払います。地主に払います。そうすると、買ったほうは自分でお金払わなくて公社が払いますから、それを5年とか10年の間でどんどん、どんどん返していくわけです。お金を払っていく。そして、10年とか5年たった、これ5年、8年、10年があるのですが、たった段階で自分のものになると、こういうことであります。その中で当然のことながら小作料も発生するわけですから、そういうものも払い続けていく。その真ん中に公社が入ってやっているという、こういう制度でございまして、これは今もあるのです。あります。ありますのがこれがさらにそういうものを強化をしていこうというのが農地中間管理機構というものでやると、こういうことでございます。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

- 6番(大森幸平君) その制度が今もあるというのは承知をしておるのですが、それはいわゆる農地法という許可なしにやれるという中身にはなっていないと思うのですが、農業委員会、どうですか。
- 議長(祝 優雄君) 農業委員会事務局長。
- 農業委員会事務局長(長 敏宏君) 公社を通す場合も農業委員会の総会にかけて、そして許可を得て公社のほうへ上げております。
- 議長(祝 優雄君) 大森幸平君。
- 6番(大森幸平君) それが今ある制度をさらに発展させてと言っておるのですが、農地中間管理機構というのはそこでやる場合に農地法の許可がなくてやれるというふうに今度しようとしておるわけですが、そうしますと、その中においては農業生産法人に行くのならまだいいけれども、一般の企業にも何か行きそうな雰囲気なようなことを私は聞いておるのですが、その辺どうでしょうか。
- 議長(祝 優雄君) 農業委員会事務局長。
- 農業委員会事務局長(長 敏宏君) 現時点では、機構が出し手農家の農地を借り受けて、そしてそれを公募によって、受けてもいいよということで応募してきた方に農地を貸せるということになっております。ですから、そこに一般法人が含まれてもいいのかどうか、そういう詳細については、この後施行令あるいは施行規則あるいはまた通達というようなものが出てくると思いますので、それまではちょっと目鼻立ちがまだはっきりしていないというのが現状であります。
- 議長(祝 優雄君) 大森幸平君。
- 6番(大森幸平君) いわゆる農地法の趣旨に基づいて処理をされるということであれば私は納得するのですが、どうも今の総理大臣の意向は、それをもっと緩やかにして農業を大規模化して継続して競争力を強めていきたいというのがどうも狙いのように思えてなりません。そうしますと、今うわさされている法人に対しても農地法の許可なく土地が渡っていくということは十分私は想定されるというふうに思わざるを得ないのです。ぜひこれだけは何としても私は許すわけにはいかぬと思いますので、それぞれの立場でそういうことがないような方向にひとつ持っていくべきだと思いますが、市長、どうでしょうか。
- 議長(祝 優雄君) 甲斐市長。
- 市長(甲斐元也君) 農地法の問題というのは、これやっぱり守っていかなければだめだ。しかしながら、担い手の問題とか高齢化の問題ということがあります。したがって、農地法があって、それをやりやすくするために経営基盤強化法という法律に変わりました。それをさらに今度は、さらに高齢化が進んでいるわけでありますから、担い手をどういう範囲まで広げるかということで今議論がされていると思っております。今議論されている段階で、それが一般企業のほうに行くところまではいっていません。しかし、そちらの方向に向かうのではないかということは考えられます。つまりなぜかということ、担い手が非常にいないと、高齢化が進んでいるということで農地が荒れるということでございますので、そういう意味のことを考えるといわゆる法人化はしていかなければならぬけれども、個人にはだめですけども、農業法人という中で一般企業のほうに行く可能性はあるというふうに今認識をしています。
- 議長(祝 優雄君) 大森幸平君。
- 6番(大森幸平君) そこで、もう一点だけお尋ねをしておきますが、今いわゆる農業生産法人等についてはいろいろな細かい規定で保護されておりますが、農業生産法人の関係もある程度中身を変更して、現

在る農業関係者の議決権が4分の3とか、農業関係者以外が持っている4分の1未満の議決権などが緩和をされていくという方向に走っていると思っているのですが、その辺農業委員会はどう理解していますか。情報何かありますか。

○議長（祝 優雄君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（長 敏宏君） 現時点では情報は持ち合わせておりませんが、議員がおっしゃるような可能性はあります。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平委員。

○6番（大森幸平君） 先ほど農業委員会から答弁あったのですが、佐渡の実態であります。いわゆる大きくやっている方は、ある程度大きくやっておるのですが、私は大半が兼業農家だと思っていますし、それから中山間地等々では70代後半の人が精いっぱいやっておるような集落等もかなりあるということは承知しております。先ほど言われたように後継者問題非常に厳しいということも承知はしておるのですが、農地を集積しようとするときに農業法人等で既に集約されておるところはさらにある程度発展はすると思うのですが、いわゆる兼業農家、こういうところが果たして土地を手放すかどうかというのが大きな問題になってくるかと思うのですが、私も想像でしかない部分もあるのですが、やはり先祖伝来引き継いでいく土地だと。それで、米は別に生きるための糧にしておるのではないと。従来先祖から続いている土地を守っているのだと、そういう趣旨でいうと、ある程度米の価格は下がっても、俺は給料から機械に金払ったとしても田んぼだけは維持していきたいという、こういう考え方の人もかなりおると思います。そういった人たちがこの大きな国仲平野の中でもぼつん、ぼつん、ぼつんとある程度おるわけです。そうすると、いわゆる農地を集積をして、10町歩なら10町歩、20町歩なら20町歩を1人の人間が耕作して競争力を高めるといふ国の方針にはなかなか沿った形でのことは非常に厳しい。先ほど市長もそういう答弁ありましたけれども、そういう厳しい状況にあることは間違いがないと思うのです。

それから、先ほどいわゆる飼育米をふやして米価を維持していくという今国の方針ですよね、今度の改革を見ると。佐渡なんかで実際に備蓄米に去年は回したといいますが、いわゆる飼育米をつくる状況にあるかどうかということです。1反歩そこそこしかやっていないものが飼育米に分けて耕作して手間かけるなんていうことは私なかなか現実的に難しいと思うのです。ある程度多くの土地を持った生産法人とか、あるいは10町歩、20町歩やっているような人であれば1反歩、2反歩単位ということありますが、1反歩そこそこしかやっていないものが2反歩やそこら飼育米に回してどうなるのだと。そんなことよりは、安くても加工米とか何かのコシヒカリ一本でいくわいという人のほうが私は多くなっていくかというふうに思っています。そういうことからすると、今国が米価を下げない一番の方策として打ち出しているのが飼育米の拡大です。本当にこれだけで米価が下がらないかということを考えたときに、私は佐渡なんかの場合に、中山間地、いわゆる山つきの田んぼ等については非常にそういったことを変えるという人はなかなか少ないと思いますし、私自身も標高300メートルのところでは1町2反の水面積の田んぼありますけれども、飼育米つくれといってもつくる気はございませんし……

〔「大森さん、飼料米、飼料米」と呼ぶ者あり〕

○6番（大森幸平君） 飼料米。ごめんなさい。飼料米です。飼料米をつくる気にはなれませんし、やはり私の個人としては、私あるいは親戚等で安心、安全の米をつくって、それに賛同してくれる者には分けて

いこうという、それがない場合はそれしかつくらんという、私はそういう気持ちで今やろうとしております。私の意見が全てというわけではございませんが、ある程度そういう方向に走る人等もおりますから、やはり中山間地の田んぼというのは、私は今ほど維持ができなくなっていく可能性のほうが強いと思います。そういったことからすると、国の方針でいわゆる田んぼ集めよなどいろいろな努力はされていますが、この間ずっとやっているのも事実ですが、それでうまくいったためしがないというのが今日的な状況だと思います。そういったことからすると、佐渡の農業というものは非常に厳しくなってくるというふうに考えざるを得ません。そういったときに、佐渡市としてどういう対策を、今している対策もありますが、さらにその対策を強化をしていくのか。そのことについて市長もしくは課長の答弁をお願いします。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） どういうやり方をするかというのは、それは個々の農家の考え方でございますので、一概には申し上げられません。ただ、平場といいますか、国が考えているような大規模化を目指すということもこれ私は必要だと思っております。必要だと思っております。それは意味がないということはない。ただし、それが絶対にできないところがあるということなのだ。それが佐渡とか中山間地であると。したがって、できる場所はおやりになるのはいいけれども、できないところはそれで一本化をするということは間違いである。したがって、そこで我々は中山間地とか離島についてはそうではないのだからということであります。例えば1つの例を申し上げますと、規模拡大、規模拡大ということございましたけれども、自分が一生懸命頑張って規模拡大をしようという組織もあれば、一番大きな問題は、規模拡大は余りしたくないのだけれども、隣近所の人たちからやってくれとって規模拡大するのが多いのです。この人たちが一番困るのでありまして、そういういろんなパターンを考えていかなければならない。佐渡の場合は、実はきのうもイオンリテールの本部長さんも佐渡へ、私のところへ来てくれました。入間で先般やりましたことに対して大変盛況であったものですから、お礼に来ていただいたのですが、そのときも私申し上げましたが、佐渡のこれから生きる道は、高くともいい品質のものを提供しますのでその価格で買ってくださいと、これをこれからはやること、これしかありません。これが佐渡のこれからの農業を進める方向であるというふう考えております。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） そこで、通告しておいて最初の原稿で読むのを、出すのを忘れておったのですけれども、いわゆる棚田米、それから朱鷺踏んじゃった米というようなもの佐渡市が今年度取り組まれたようですが、その取り組みの経過と今日的な状況、今後どうするのかということがありましたら答弁をお願いします。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えします。

現状朱鷺踏んじゃった米につきましては560袋の、これは販売予定も入れてになっておりますが、ということで進んでおります。これは、800分の560ということですが。朱鷺踏んじゃった米は5キロ1袋なのですが、棚田米は2キロ1袋になっております。小さくなっております。これにつきましては、全部で1,000ございますが、今これは全部販売しておるものが200ということでございます。朱鷺踏んじゃった米のほう

がPR効果は高かったということはスタートにあるのですが、まだ一部トキのファンとか、そういう方にしかPRが進んでおりません。まず、ことしのお米については、1月、2月を通して、郷土会含めて都会の佐渡の関係者の皆様方に今後PRをして早期に売り切っていきたいというふうに考えております。金額的には、両方通して経費込みキロ900円ということで販売をお願いをしておるところでございます。今後につきましては、今市長から申し上げたとおり、こだわり、安全、安心、佐渡というものをきちっと付加した中で、高くても買っていただけるお米ということで販路を拡大していきたいということを今後進めてまいります。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 高くても安心、安全で食べられるお米をつくるから買ってくださいという、そういう考え方については私も賛成でございます。

そこで、通告で中身指摘していないのですけれども、核廃棄物の関係でどうも佐渡市がその候補地に入っているということ私聞いたのですけれども、間違いございませんか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 現段階で承知をいたしておりません。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） きょうの日報によりますと、佐渡でも深度435メートルの地下まで掘り進み、地下水の成分も調べた。報告書には、岩盤に対する評価として、地質は複雑、さらに深部の地質環境データの取得が望まれると。佐渡の場所もこういうボーリング調査までしておいて、村上など7カ所ということで、佐渡もそこへ入っているということ新聞報道に載っているのですが、市長は知らない、担当課長も知らないのですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君、続けてください。

○6番（大森幸平君） 新聞にそういうふうに乗るということは、何か根拠があるから載るので、ボーリング調査までしたというふうなので載るそうですから、もしこういったものがいろいろな形で出ますと、幾ら佐渡が安心して安全の米をつくるから、高く買ってくださいと言ったって、もしこの問題が佐渡に入ってくるとすればですよ。そんな核の廃棄物が埋まっているようなところでとれたような米食べるかいという要するに風評が立ってしまえば、これ米売りたいくても売れなくなるのは当然だと思うのですが、佐渡市としては絶対こういうことはしませんでいいですね。引き受けませんよね。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私まだきょう新聞見ていないものですから、わかりませんし、それからボーリングをやったということも私は承知しておりませんし、あるいはどこからそういうものが、話があるのか、防衛省かどこかわかりませんが、そこから私のところにも打診も何もありません。したがって、全く何も無い段階で何かを申し上げるということではできません。よく調べてみます。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 農業の減反廃止ということ、基本的にいえば予算のいわゆる中身を変えて、従来どおりの政策がほぼ進むという、2018年度からはそれをなくすと言っておるわけですが、しか

し何といっても中山間地等条件の悪いところはどうしても一本ではいけないという厳しい現状があることは間違いございません。そういったことで、何としても佐渡のおいしい安全な米を全国に売っていくという、そういう方向性はしっかりとずれないと思いますし、日報に載っている新聞内容については後ほど調べていただきたいと思いますが、間違いなく載っているのをございますから、よく調べていただきたいと思います。

次に、介護保険の諸問題について移りたいと思います。私が1番で質問しましたいわゆる予防型システムへ転換をしていく、それから小規模多機能居宅介護の導入、地域包括支援センター、これらの方針はいずれも平成18年ですか、その辺で変更になって決まってきたのですが、要するに最初保険が導入されたときは、特別養護老人ホームとかそういう施設へ入りたいという希望者が大勢いたけれども、施設が不足していて、まず導入初期ですから、そういう施設を一生懸命つくろうとして動いてきたことは事実です。しかし、いわゆる戦後のベビーブームで生まれた人たちが65歳になるのがほぼ2015年というふうに、来年から始まるのですけれども、2015年。それから、その人たちが75歳になるのが、当然10年後ですから、2025年。そうなったときにこの介護保険制度はどうなるのかといういろいろな研究を厚生労働省等でされて、このままそういう施設介護とか云々ばかりやっておったのではお金ももたないし云々ということで、介護の考え方の中心を居宅に向けようという、そういう政策にがんがんと進んできたのだらうというふうに思いますし、今日もその方向で国は動いているということは私は間違いのないのだらうというふうに思います。しかし、先ほども言いましたが、佐渡市の場合、いわゆる共稼ぎで何とか暮らしている、経済を維持しているという、そういう実態がだんだん多くなりつつあります。これは、佐渡における賃金の低さ等も影響してくるのでありましようけれども、そういう実態が徐々に徐々に強くなっていることだけは間違いのないというふうに思います。

そういった中で、やはり親の面倒誰が見るのかと。誰が見るのかというのを家族が中心にやってみた、あるいは嫁が中心に見ておったものを社会全体で見ていこうと始まったのが介護保険なのです。それがまた家庭へ戻そうという動きになってきておるわけですから、矛盾が出てくるのはこれはやむを得ないということだというふうに私は思います。それは、2025年に向けた対策の中でそういう方針が出ていることは事実ですが、そればかりやられたのでは、やはり佐渡においては非常に働き手が、働きたくてもやめて親等の面倒を見なければならなくなると。この現実を突きつけられたとき、その問題はやはり老人だけの問題ではなくて、佐渡の働き手の問題であるというふうに私は考えております。そういったことからしますと、先ほど市長答弁でもありましたが、国の方針はあったとしても佐渡の実態に沿ってやはり対応していかなければならぬという答弁がございました。それは、非常にありがたいことではあります。そういったことはしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、そういった中で今地域包括支援センターを中心にして、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していかなければならぬという国の方針が出ておりますが、この地域包括ケアシステムに向けて佐渡市は現在どのような取り組みをされているのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 説明します。

地域包括ケアシステムについての今の佐渡市の対応ということでございますが、今議員おっしゃいまし

た住まいとの関係につきましては、例えば住宅型有料老人ホーム、それからサービスつき高齢者住宅と連携しながら進めていくというものもございます。それから、ソフト的な面では、地域ケア会議というものを高齢福祉課のほうで年間開催をしております。これにつきましても今度の地域包括ケアシステムの中でも、主管でございますので、このあたりの充実あるいは回数増等を図っていかなければならないだろうということを考えております。

それから、今議員もおっしゃいましたけれども、やはりいろんな資源の中で自助、共助、公助というものも大事でございますので、地域包括ケア体制の中でも、我々計画の中にも入れてございますが、やはりコンパクトシティー構想福祉版、これを島内に広げていきたいということで計画にのせさせてもらっております。そのほかには、今度の認知症の対策とあわせまして、権利擁護の関係で市民後見人の育成というものも含めまして、地域包括ケアシステムに対する取り組みを進めておるところでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） そこで、先ほど答弁にもありましたが、小規模多機能居宅介護の関係であります、国はこれ24時間居宅におっても面倒を見れるようなシステムをつくるという、その中から生まれてきたものだと私は考えておるのですが、その考え方によると30分以内に駆けつけられる場所に施設を置くのだよと。理想的に言えば中学校単位だと。中学校区単位だというふうに国のほうではうたっております。今佐渡の中には小規模多機能というのは私2施設あると聞いているのですが、間違いはないですか。

○議長（祝 優雄君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 説明します。

先ほどお答えしましたように佐渡市内の中では2施設、金井と両津に設置してございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） そこで、聞きたいのですが、国は中学校単位で24時間30分以内に駆けつけられる体制をつくれという、その中核的施設がこの施設だというふうに言われておるのですけれども、佐渡市の場合、これを中学校単位でどどんつくろうとしたってそう簡単にいける問題ではないと思います。それは、働く人がおるのかどうか、24時間行ける体制にするためには本当にいろんな働き手がいらないとならないわけですから、これはそう簡単には私はいかぬのではないのかというふうに思いますが、この国の方針について佐渡市の場合はどういう方向でこれ実現しようと考えておるのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 説明します。

小規模多機能の居宅介護という制度につきましては、議員がおっしゃったように住民が確かに居宅でずっと面倒見てもらえるという新しい制度でございまして、国、県も広くその推進を市町村に投げかけておるのが現状でございます。しかしながら、課題もございまして、小規模多機能型の居宅介護を運営するためには介護報酬が当然必要でございますが、この介護報酬の一定額が低いという難点がございまして。それから、佐渡市でやろうとした場合に、今議員がおっしゃいましたようにかなりの数をつくらなければならぬということで、これは難しいのではないかとということも考えております。そうしますと、私が考えます

には佐渡市ができるタイプであれば、例えば複合型にして1つの建物の中に、あるいは近接したような場所のところに特養あるいは小規模多機能を併設するとかというようなシステムでないとなかなか島内には難しいのではないかなと、そのように考えておりますので、国、県が言われる推進策どおり佐渡に当てはまるかということは、少し課題があると考えております。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 国が居宅介護を中心にして、今後年ととっても人権を尊重して、虐待がない、そういったものをやるためには、そういった施設をつくる、つくらなければそれはできないというふうに私は分析しておるのだと思うのです。それで、では佐渡市がそれをできないということになると、国の政策があったにしても居宅介護だけでは満足に見てもらえないという人間が佐渡市にはふえてくるというふうに考えざるを得ないのですけれども、そういったことでは、やはり私はへき地が切り捨てられると、そういう方向であってはならぬというふうに思うのですが、これは金がかかる、かからぬと、それは非常に厳しい問題はあるにしても、どこの自治体においてもある程度のことをやってもらえないとすると、佐渡の人間でよそへ出ていくということありませんが、都会のほうでは隣の市行けば安いとなると隣の市へ住居を移すとか、いろんな現象も見られているようでありますが、そういうことからすると佐渡市もこれは真剣に取り組んでいくべき課題であると思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） この制度改革については、具体的にこうしますというのがまだはっきりと私も承知をいたしておりません。つまり決まっていないわけです。ただし、基本的に考えていかなければならないのは、もちろん市の財政の問題もございませけれども、私は自助、共助、公助というもののすみ分けというものはこれからやっぱりみんな考えていかなければならない、これは私ベースになると思っています。それを土台として佐渡のいわゆる介護とか福祉のあり方というものは真剣にこれやっぱり考えていかなければならない。国がそう言ったからといたってできっこない部分だっていっぱいあると思うので、それを佐渡にどう当てはめていくのか。そのときには、やっぱり何でもかんでも公助というのではなくて、自助、共助、公助というもののすみ分けをどう図っていくか、ここを市民の方々と一緒に協議をしていかなければならないと、こう思っています。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） それでは、時間もあれですので、今介護の状態は国の方針がいろいろあるけれども、佐渡の実態というのもある程度明らかにできたと思うわけですが、そこで論議をしなければならぬのは改革の論点であります。いわゆる要支援者向けサービスを介護保険制度の給付対象から外して市町村で新たに事業をやりなさい、こういう大きな方針が出ておるわけで、2025年度に向けてお年寄りが、高齢者が急速にふえていく。そのためには元気のいい高齢者を維持していく。そのために予防介護システムという形で元気な老人をつくるという方針で走っておるわけでございませけれども、これをさらに介護保険制度から外して自治体が独自の判断等でやりなさいというような方針が今出ているというふうに思っているのですが、これについて佐渡市としては特に、国の方針であるからしょうがないといえばそれまでですが、問題はないでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 説明します。

地域支援事業の中での予防給付の関係のお尋ねだと思います。今議員おっしゃいましたように市町村事業への移行ということにつきましては24年度にも、日常生活総合支援事業でございますが、そこに移行という問題が1点出ておりました。しかしながら、佐渡市ではそこへ移行するには早計だということで、今の予防事業の現行体制を引き続き続けるということで、その過程があったわけでございます。それで、今一番問題になっているのは、市町村に移行させるということがどうしてもやむを得ないであればということで今部会等でも議論がされておりますが、その財源確保をきっちり市町村に持たせるような形にしたかどうかと。あるいは、地域支援事業の枠組み、給付費の3%というようなものでございますが、これももう少し上げさせるようにしたかどうかということが議論されているようでございます。いずれにしてもそのあたりの流れを注視しながら、我々も国へ要請するためには県に当然働きかけをしていかなければならぬと思っておりますので、そのあたりも含めてまた県に要請をさせてもらいたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） いずれにしても国の方針は、介護保険料を抑えるというのが趣旨でありますから、佐渡市にそういった事業を任せられた場合に、現在のところある程度の金は来るにしても、それはやがて削減をされていくのだろうというのが過去のこういった場合の実態でありますので、ひとつそういうことがないような形でしっかりと対応していただきたいと思います。

2番目が特養老人ホームの入居基準を介護度3以上とするという方針でありますけれども、介護度が低い人でも特例で入れることもできるというふうな話も出ているようでありますが、これは、私は3以上にする云々というよりも、介護保険制度の中ではこれは1であろうが5であろうが面倒を見るという、そういう趣旨で始まったのに、途中からおまえたちはここへ入る基準にならないよというふうに制度を変えるということは、これは私は基本的には介護保険制度を導入したときから見ればこれは契約違反だというふうに思わざるを得ないのです。やはりそういったことでは佐渡市なんかで高齢化が非常に進んでおる中では、認知症の認定というのは元気のいい人はかなり介護度が低いのだそうです。だけれども、元気のいい人は家族が全部鍵締めておってもどこかあけて飛び出してしまうと、これは逃げるのが速いのです。なかなか見つからないで、10キロも先へ行ったらよその者が知らせてくれたとか、いろんな状況が出ていることは問題あります。そうしますと、介護度を3以上にするとかそういうぐあいにしても、これ定員を守っていかうとすれば1、2の人が入れなくても、4、5の人がどんどん、どんどん入っていくという形から見れば、国はこれをするによって金を減らそうとしているのですが、結果として私は減らないと思うのです。そういったことから、やはり佐渡においてもそういう日常問題もきちっと対応していただきたいという観点からしっかりとお願いをしたいと思います。

それから、1号保険料の問題、一定所得以上の自己負担を2割に引き上げるという、こういう問題であります。一定所得以上というのが年収でいうと280万とか290万の人がこれの対象になる。そうすると、公務員とか大手企業の方は大体2割負担しなければならなくなるというふうに思わざるを得ません。そういったことからすると、実質的な介護、いわゆる負担がふえる人が非常に多くなっていくということであると思います。そういったことですので、しっかりとこの問題についてはそういうことがないように取り組んでいただきたいと思います。

最後に、時間がありません。職員のモチベーション等について移りたいと思います。佐渡市は、永遠に続いていかなければならぬ。そのためにはどうしても市民サービスというものを提供するわけですが、最低限しなければならない市民サービスってどういうことなのでしょう。

○議長（祝 優雄君） 総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明します。

最低限ということではありますが、住民サービスという観点からしまして、地方自治の事務の中で公共団体が処理する事務というのが規定されております。市が処理する事務には、法定受託事務と自治事務というのに区別されると書いてございます。法定受託事務は、国が本来やるべきものを市が受託するというものでありますし、自治事務というのにつきましては法定事務を除いたもの、また法令とか政令により事務処理がなされなければならないものということがあります。また、そのほかには任意の事務ということがありまして、任意の事務につきましては佐渡独自で行う施策とかそういうものを規定しているものであります。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 最後に、市長にお伺いいたします。

市長は、職員に指示、命令をすれば職員は一生懸命やるものだと、これは当然のことと思いますが、しかし中間管理職のリーダーシップが先ほど一番問題なのだというふうなことを聞きました。いわゆる中間管理職の人が市長の考え等を十分に理解をして一生懸命やるという、このことについてはやはり市長としてもある程度を考えなければならぬのがあるのではないかというふうに私は思います。一応仕事は一生懸命やるのだけれども、なかなか市長の思うようにいかぬとかなり厳しい叱責がある。そういったことで課長等は市長になかなか物を言えない、そういう状態があるというふうに仄聞しております。これは、私は佐渡市にとって非常に悲しい実態だというふうに思います。これを解決するために市長としても最大限努力をしていただいて、コミュニケーションを図り、佐渡市が全体的によくなるような中間管理職とのコミュニケーションを図っていただきたい、このことを申し上げまして一般質問終わります。

○議長（祝 優雄君） 以上で大森幸平君の一般質問は終わりました。

ここで休憩します。

午前 1 時 3 1 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

笠井正信君の一般質問を許します。

笠井正信君。

〔7番 笠井正信君登壇〕

○7番（笠井正信君） 月日がたつのは早いもので、はや12月。暑い日々が続いたと思えば、足早に冬がやってきているこのごろでございます。前置きはさておき、今回は5項目について質問をいたします。

まず1点目は、新造船ときわ丸就航についてをお伺いしたいと思います。さて、このほど国と佐渡市の

補助金で建造中のときわ丸が2014年4月8日に新潟港、両津港に就航いたします。ときわ丸がこのほど10月21日に進水式を行い、全長125メートル、総トン数5,300トン、旅客定員1,500人で、大型バスまたは大型トラック28台と乗用車8台、乗用車のみでは168台搭載できるときわ丸が26年4月8日に就航に向けて建造中であります。この記念すべき就航に当たり、佐渡観光の目玉として内外にアピールし、観光の低迷を打破する契機にされるように望みますが、執行部といたしましても関係者との打ち合わせ等をされているのかお伺いしたいと思います。

2つ目は、市民から信頼をされる行政について質問いたします。昨今、合併以来職員数も減り、職員の事務量負担がふえてきております。その中でも市民サービスとして親切的な窓口対応は、大変重要かつ必要なことと思います。市民と直接ふれあう場所なので、市民の立場に立った対応が求められ、その充実を図る必要があると私は考えますが、佐渡市ではそのための取り組み、対応の仕方を考えているのか聞きたいと思えます。

3点目です。廃校後の体育館、グラウンド等を市民に開放できないのか聞きたいと思えます。さて、学校の統廃合によって学校の空き校が出てきました。荒廃している校舎もあると思うが、体育館、グラウンド等はまだまだ使用にたえられるところも見受けられるが、社会体育の振興を図るためにも必要不可欠であります。我が国の体育スポーツ振興を図るため、昭和36年6月、久しく待望されていたスポーツ振興法が制定されました。この法律は、社会体育のみならず学校体育に関係が深い法律であり、スポーツの振興に関する基本をあらたかにし、もって国民の心身の健全な発達と明るい豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とし、国及び地方公共団体の任務としてスポーツ振興の施策を実施しなければならないことを明確化した意義は、大変極めて大きいと思えます。この法律を根拠にして、体育施設の整備や指導者の充実等を一層推進されるようになったわけですが、我が佐渡市は統廃合ばかりに目が行き、本来の本質を忘れてしまっているように見えるがどうか、聞きたいと思えます。

4点目には、行政改革の視点についてお伺いします。さて、このことは前回にも質問いたしました、再度質問させていただきます。まずは、今行政改革を進めている我が佐渡市でもあるが、昨今他の行政の新たな試みとして政策評価や事業評価の導入等をしている自治体もあるが、佐渡市ではどういった取り組みをされているのか聞きたいと思えます。

5点目に、官民協働プロジェクト事業についてお伺いします。平成24年度に市長の肝いりで発足をいたしました官民協働政策実践プロジェクト事業。市長は、本市の重要課題となっている雇用環境の悪化、観光の衰退、過疎、少子化、高齢化の問題、行財政改革、防災対策について、市民の立場に立った政策を展開するため、それぞれの分野において民間との協働により企画、実践していく仕組みを確立したいと言われ、平成25年度に予算化し、実践してきたが、はや年度終盤に当たり、予見できたと思うが、聞きます。

以上5点について質問いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、笠井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、新造船ときわ丸の就航に当たってその対応ということでございます。新潟・両津航路の新

しい旅客カーフェリーときわ丸、これは来年の4月の8日に就航ということに相なったわけであります。これに伴いまして、いろんな行事を計画をいたしているわけですが、特に佐渡汽船がまず1つ主催でやるものとして、就航前、就航が4月の8日でございますので、就航前の4月の3日と4日、これは3日が両津でありますし、4日が新潟港でございますが、それぞれでときわ丸の記念行事を計画をしているところでございます。これとあわせまして、県内外の旅行エージェントの方々あるいは観光関係の方々をご招待を申し上げて内覧会を開催をするということになっているわけであります。また、4月の4日には、私ども市、県、観光業者などが連携をしまして、新潟デスティネーションキャンペーンが行われるわけでありまして、いわゆるキックオフイベントとして上越新幹線とときわ丸を貸し切りにしました首都圏発の佐渡ツアーというものも計画をいたしているところであります。

また、今回のこのときわ丸につきましては、今までの船と違いまして前が見える。お客さんが前が見えるという、そういう構造になっているわけですが、こういうこともいろんなところで私自身PRをしながら宣伝に努めているということでございます。

それから、市民から信頼される行政、これはもう職員の数が減ろうとふえようとそういうことは全く関係なくして、市民サービスとかあるいは親切な窓口対応ということ、これはどうしてもやっていかなければならないし、このことは重要なことで、これは職員の数が減ろうと、これはもう最重点でやっていかなければならないということでもあります。そのためには、私どもも努力をしていくわけでありますけれども、市民の方々からどういうふうになったのか、あるいはこここのところまでこう来たけれども、こここのところはこうしてほしいというようないろんなご意見もいただかなければならないわけであります。したがって、平成19年度から市民の方々からアンケート調査等もやらせていただいております。その中でご不満もございますが、感謝、こういうところはよくできたよというようなお褒めの言葉もいただいているわけであります。そういうことを通じながら、市民の立場に立った対応等、もてなしを徹底をしていくということを今進めているわけであります。さらに、これは本庁だけではございませぬ。支所、行政サービスセンターも同じことが言えるわけでございますので、今支所、行政サービスセンターにおきまして地域支援係を配置をいたしたところでございますし、窓口の充実も図っているところでございます。さらに、特筆的なことといえば、市民の方々からなるべく地域性がわかる、そういう職員の配置ということの声が非常に大きいわけでございます。したがって、人員は減少する中ではございますけれども、その地域がわかる職員、いわゆる地元の職員といいますか、出身の職員を支所、行政サービスセンターに配置をいたしているということでございまして、今後とも窓口の対応については最重点課題として取り組んでいかなければならない、そういうふうになっているところでございます。

それから、閉校後の体育館、グラウンドの市民への開放につきましては教育委員会から説明を申し上げます。

次に、行政改革の視点、いわゆるこれからはいろんな点で厳しい時代が来るわけであります。ご案内のとおりでございますけれども、今将来ビジョンの見直しをやっております。その中でもお示しをこれからはもっていくし、また市民の方々にもこれは懇切丁寧にご説明を申し上げなければならぬわけですが、何といたっても地方交付税が減少していくという大きな要因がございます。そういうことからすれば、当然佐渡市の財政規模が縮小せざるを得ないというものがございまして。さらには、これから消費税が上が

っていく、あるいはきょう午前中もございましたけれども、減反の対応等々、農林水産業に及ぼす影響というものも大きい、あるいは人口減少に伴うロスの問題等々のことを考えますと、本当に厳しい時代を迎えるということになるわけであります。反面、地方分権によりまして自治体の責務と申しますか、仕事が非常にふえるということもございますので、そういう意味では両方兼ね合いをしながらこれから進めていかなければならないし、特にそういうことについてはいろんな機会を捉まえながら市民の方々にご協力をいただかなければならないわけでありますので、説明するというを根底に置いて進めてまいりたいと思っています。特に原点に立ち返って、まず1点は原点に立ち返って、活性化のためには絶対何が必要なのか、あるいは何は我慢できるのかということをおみんなで考える必要がありますし、もう一つは最低限のサービスというのとは一体どういうものなのか、あるいは先ほど申し上げましたが、自助、共助、公助というものをサービスの中にどう取り入れていくのか、こういうこと、こういう視点でこれから対応してまいりたいと思っております。

次に、官民協働プロジェクトでございます。これは、今議員がおっしゃいましたとおりいろんな課題を解決をしていかなければならないわけであります。そのためには、我々だけではなくて市民の、あるいは民間の方々のご意見というものも取り入れていかなければならない。そういう意味で官民協働プロジェクトというものを立ち上げさせていただいたわけであります。おかげさまで約15程度の施策、事業というものを今実施をさせていただいております。そういう意味では大きな効果があったというふうに考えております。そのほか行財政改革におきましては、先ほど申し上げました支所長、行政サービスセンター長への裁量予算というものも計上して、地域の特色ある発展というものをその中から生み出していこうというようなこと、地域活動の活性化ということも図りましたし、観光におきましてはデータ分析をしながらこれからのあり方というようなもの、経済波及効果がどう及ぼしていくのかというようなことについての分析、こういうものもやりました。それから、地域の振興では、支所、行政サービスセンターの問題もあるわけでありますけれども、地域おこしのワークショップ等もやらせていただいたということであります。それから、雇用対策におきましては、私はいわゆる芽出し、橋渡しという言葉を使ってきたわけでありましてけれども、地域資源を活用した業を起こす企業、これが出てまいりましたし、第二創業あるいは新製品の開発というようなものに対して後押しをする、そういう施策を進めておるわけでありまして、いわゆる企業の異業種参入というものがその点で進んできたというふうに思っております。そして、何といたってもやっぱり大きいのが防災対策であるだろうと思っております。市民の方々がいち早く逃げるといったことのための施策、そして一人一人が自覚を持っていただくという意味では、地域の防災リーダーと申しますか、そういう方々の養成というようなことを図ってきたところであります。今後は、これらの事業をさらに検証をしながら課題解決に向けて頑張りたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

廃校後の体育館、グラウンドを市民に開放できないかという面でございますが、閉校後の体育館、グラ

ウンドの利活用につきましては、学区といいますか、その地区といいますか、そういうところから要望があった場合につきましては、5年間という限りがあるのですけれども、お貸しをすることにしております。その場合、施設の管理、それから維持管理経費の一部について負担をお願いするところでございます。

また、社会体育施設について開放ということなのですが、現在社会体育施設についても統廃合を進めておりますので、閉校した学校の体育館、そしてそのグラウンドは、社会体育施設として市が管理はしますが、貸し出すという計画は現在のところございません。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君、2回目の質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） ときわ丸就航について市長からお伺いをいたしました。来年の4月3日、4日には両津、新潟港で内覧をやって、記念行事をやるというようなこととエージェントの内覧会等々、それで佐渡汽船の船が前が見えるような船だということでアピールをしていきたいということも伺いました。さりとてこのときわ丸就航に当たって佐渡市を挙げて、観光業者はもとより、市民もそうなのですけれども、これを契機により一層の佐渡観光の発展を私は願っているわけですから、やはり関係者各位におきまして何らかのアイデアを出して、就航記念等に向けて観光不振払拭のため振興を図っていただきたいと思っておりますけれども、やっぱりただセレモニーだけで終わるのではなくて、そういったことの仕組みというものも考えてやらなければいけない、この契機というのが一番大事なのではないかなと思っておりますが、その点どうでしょうか。これ観光振興課かな。

○議長（祝 優雄君） 濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

ご指摘のようにこれから新しくなった船をPRして観光の呼び込みということでございまして、先ほど市長が説明いたしましたように観光事業者に内覧会ということでございます。それから、先ほど説明ございましたが、JRのほうで新幹線を貸し切って特別列車を走らせて、それに付随して貸し切り船もというようなことございまして、これからは関係事業者と連携をして新しい船を生かしたツアー等を造成してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） やっぱり何らかのイベントを打っていくことも大事だと思うのです、観光業者につきまして。就航記念として、いわばそういったセレモニーはいいとしても、長期にわたってこういったことの契機を、佐渡汽船の新しい船ができたということを契機に、より一層打ってもらいたいと思っております。例えばこういうことも考えられると思うのです。抽せんで船舶往復無料、宿泊2泊の優待券を5名様に差し上げるイベント、これはすし屋の宣伝PRにも使っているように、仕掛けによっては、くじ引きでも抽せんでもいいのですけれども、そういうことに、また2度来ていただきたいということもあって、その方々につきましても宿泊が無料、船は無料といひましてもお金を使っていたくものですから、そういうことのPRも一つだと思うのですけれども、こういったこともあわせて観光業者に声かけもしてもらいたいし、何らそういったことも考えていないということになれば、やはり観光業としては問題かなと思

ておりますので、その点どうでしょうか、観光振興課。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今議員がご指摘のような内容等については、原則的に佐渡市の場合というのはそれなりの大金をそこにつぎ込んだわけでございます。基本的には事業主体である佐渡汽船がやるべきことなのです、こういうことは。したがって、これからも佐渡汽船に対して強くそのようなことも話をしながら、佐渡の観光のためにどう佐渡汽船がこれから対応していくのかということを示してまいりたいと、こういうふうに思っております。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） こういうイベントにつきましては、佐渡汽船はもとより、やっぱり市挙げて取り組むことは私は大事だと思っております。いわば一業者に押しつけるということではなくて、佐渡島内の関連業者を集めてこのことについて協議をして、どうあったらいいのか、やっぱりおもてなしの心といいますか、市長が最近言っていますけれども、そういった迎えるということの一つの手段として私言っているだけで、そういった協議が必要だという意味合いのことなのです。佐渡汽船がイベント計画をして、佐渡汽船がやればいいということではないと思うのです。それで、観光業者もいる、観光協会もあるということもあわせて、こういうことを真剣に早々に考えていかないと停滞している観光というのは目覚めてこないのではないかな、意識感覚というのがそこにずれがあってはいけないと私は考えております。その点どうでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 行政と一緒にやるということは、これは当然なのでありますけれども、目的は1つでございますので、その部分でこの部分は佐渡汽船がやる、この部分は行政と一緒にやる、こういうことの方担というのが必要であるというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 一方通行ではいけないと思うので、それぞれの持ち味というものがございます。それをまとめてどうあるべきか。この機会を逃さずやっていただく。そして、佐渡観光を盛り上げていただくということが私は主眼だと思っておりますし、私も呉に行って竣工式を見ました。大変壮大さを感じて、感激をして帰りましたけれども、佐渡の起工式といいますか、そういうふうなことが浮かんだわけなのですけれども、ときわ丸ということで、ときわという義経の母親を思い出すのですけれども、佐渡のトキをイメージしたのも感じておりますけれども、どうかこういった機会を逃さずやっぱり観光について真剣に取り組んでいただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

2つ目の質問です。市民から信頼される行政についてを質問いたしましたけれども、市長の答弁だと市民からのアンケート等を精査して、その次について考えていくということの姿勢は、やっぱりそういう姿勢を保っていくことを聞きしました。市民から信頼される行政であってほしいと私も常々考えております。やはり行政サービスの目的の一つとして公共の利益を追求することが挙げられますけれども、そのため多くの事業は社会的な必要性は高いけれども、利潤が得られないなどの理由から企業では取り扱わない非営利的なサービスを行っているのが行政だと思います。しかし、業務にかかる経費は税金で賄っており、かつ利潤を上げることを直接の目的としないため、コスト意識が低いとか能率が悪いとかか

く言われます。公務員は、全体の奉仕者でなくてはなりません。私が言いたいことは、市民への対応の仕方は横柄であってはならない。やはり合併以来市町村の職員が集まり、業務をともにしているが、では職員の市民に対する対応の仕方など教育等はやっているのかいま一度問いますが、総務課長、どうでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

職員に対してのそういう教育ということでありましたが、職員に対する教育、研修につきましては各種やっておりますが、そういう窓口対応等についてはやっているところでありまして、先ほどアンケートの中でもそういうことが出まして、不満、それから感謝の気持ちという市長の言葉もありましたけれども、それに対して窓口業務に当たる職員に対して周知をしているところでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 職員教育をしていらっしゃるということでお聞きしましたけれども、どうもやっぱり対応の仕方が市民から聞くといまいちということが聞こえております。とかく市民とのやりとりで誤解を与えてしまうことも往々にしてあるかと思えますし、私は解決に導くためには4つのポイントがあると思います。1つは、責任を強調すること。2つは、解決は複数提案し、比較して選択していただくこと。3つ目は、依頼型で提案する。4つは、今後の行動を具体的に示すことだと私は説きましたけれども、さあ、課長、どう思いますか。市民から信頼を得る行政につきましてどう聞こえましたか。

○議長（祝 優雄君） 総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

今ほど4つの提案をいただきました。責任、比較、依頼、行動ということでありまして、悪い点の中に、アンケートの中にありますが、無表情、無愛想、気が回らないというものもありますし、聞いたことに対して答えていただけない、忙しいのかわからないけれども、時間が遅れるということがあります。そういうことから加味しても、責任、それから依頼されたことに的確に対応する、行動もそうですが、行動を起こすということ、また比較ということもありますけれども、そのあたりを的確に、今何をなすべきかということ職員一人一人が自覚しながらやるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 今ほど総務課長からお伺いしました。つまり解決に導く4つのポイントということで私4つ挙げましたけれども、責任を強調する。私〇〇が責任を持ってご説明いたしますなどと自分の名前を名乗り、責任持って対応することを強調する。そういうことによってお客様の信頼感は増しますということが責任を強調するということだと思いますし、また2番目、解決策は複数提案し、比較して選択してもらうということは、人は誰でも相手から提示される解決策が1つであるより2つ以上あって自由に選択できるほうが満足度は高まるということ。A案、B案、C案がありますがなどと複数の案を提示して相手に選択してもらいます。自分自身で選択してもらうということは、納得していただける可能性が高まってくるのではないかなと思っております。依頼型提案する。法律や一般論で理屈を押しつけるのではなく、

このようにさせていただきませんか、お願いしますなどと言って依頼的に提案して自尊心を傷つけないような表現を用いて相手の方の諦めを託すと。そして、4番目、今後の行動を具体的にします。いただいたクレームに対し、こちらも何らかの改善に役立てることを説明しまして、いつ、誰が、どのように、どう改善するかを具体的に説明することでお客様の満足が向上いたします。いわばこの4点なのですけれども、病院へ入院するとこれから何々の液を注射をいたしますということを明確にして、医師の指示によって患者に対してこれこれこういうことでこういうものを打つのですよという説明がございます。そういうことの心遣いといいますか、そういうことをやっぱり身近で感じることによって市民が安心していける。何か市役所に入るとかた苦しいというようなイメージは払拭できないかと思うのですけれども、いわばそういう先入観で入っていかれる方が往々にしております。そうではなくて、そういった窓口対応というのはやはりこれから大事だと思えます。市民が行きやすい市役所にさせていただければと思っておりますし、先ほどもむっとしている、対応してくれない、いつまでたっても窓口対応してくれない、待っているのだけれどもどうなっているのだと言ったら、後から来た人が先に出てその書類を通した。先に待っていた人がないがしろにされて不満をぶつけたということも私聞いておりますけれども、そういった教育を充実させていただきたいと思うのですけれども、本当にこれやっていますか、こういったこと。

○議長（祝 優雄君） 総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） ご説明します。

今やっているかということですが、回数としましてはわずかではございますが、そのようなことを含めまして窓口対応に当たるようにしておりますし、各支所、行政サービスセンターにおきましても支所長会議等でそのあたり周知をしているところであります。本当に親切な窓口対応ということにこれからも心がけますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） やはり対応の仕方によっては大きなクレームがついてくるように感じております。ハードクレームが起きたとき、対応手順を瞬時に思い出せますか。そういったこと、いわばどういう対応をしたらいいのかというの、総務課長わかっていますか。

○議長（祝 優雄君） 総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

今ハードと申しましたが、ハードといいますと、私が今思い浮かぶのは電話とか窓口でのいろいろなクレームとかございますが、そういうことだと考えておりますが、まず相手のことを聞くということであり、最初から出たときには相手の内容聞きまして、それからゆっくり内容を解決していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） ハードクレーム、この対応の仕方、市長、これユニークな市があるのです。風林火山といまして、風、ハードクレーム発生時に人が集まる早き風のごとし。林、ハードクレームに慌てず静かに対応すること林のごとし。火、ハードクレームと見きわめたとき、記録、通報、排除と攻めること火のごとし。山、ハードクレームに屈しない、屈せない強き信念動かざること山のごとしということで、

風林火山といってスローガン掲げているところもあるのです。瞬時にこういった対応をするということをしてスローガンを掲げてやっているということであるならば、こういうことを思い出すというか、このことに気づいて対応の仕方を考えている市町村があるのですけれども、やはり市長もスローガンを掲げてもいいと思うのです。市役所の職員に対してこういうことがあったときに風林火山を思い出せということで、具体的に言いますけれども、風はハードクレームが発生した際、職員は見て見ぬふりをせず素早く駆けつけ、職員と同席すると。また、その場に立ち、見守るように心がけてもらいたいというのが風です。林は、ハードクレームを恐れて回答を急ぐこと、また相手の言葉に合わせて感情的に対応することがないように冷静に対応してもらいたいと。また、大声を出しただけで慌ててしまい、ハードクレームと判断し、対応するのもよいとは言えません。常に冷静な組織対応で判断しましょうということが林。火は、職員が集まっても相手が違法行為を続け、やめるよう何度も通告してもやめない場合は、ハードクレームと見きわめ、状況を記録し、ちゅうちょなく関係機関に通報し、組織一丸となって排除するようにしましょうということが火なのです。山は、職員全体がハードクレームに決して負けないということ、揺るぎない信念を持って毅然とした対応を目指しましょうというのが風林火山の課題の詳細です。やはり職員が気づいてくれるということのスローガンを上げるということは大事だと思うのですけれども、市長はどうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 議員のおっしゃることは、これはごもつもの話でありまして、それが全部できるというのは神様以外いないわけでありまして、私はそういう高尚なことを必ずやりますということは申し上げませんが、ただし相手の人たちの気持ちを害することのないように対応をするということについて日々努力をしていくということだけはお約束を申し上げます。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） いや、私いわばスローガン上げよということは心がけを、気がついてもらうということによって言っているまでのことで、上げてくださいということによって強く言うわけではないのですけれども、こういった心がけが必要だと。そのときの対応の仕方というのはこういう対応の仕方があるよということが常々目に見えるようなことであれば対応しやすいのかなと思って提案をいたしました。このことについては、職員の教育について、総務課長、やられるということですので、また再度質問しますけれども。

3番、廃校後の体育館、グラウンドを市民に開放できないかということ。先ほども私言いましたとおり、やはり我々は統廃合ばかり、改革ばかりに目が行って、本来の本質を忘れてしまっているように見えてしまうのがないのです。廃校舎、だけれども廃校舎だったとしても、地域にはまだまだ使える体育館施設、武道館ですか、南部の体育館、吉井の小学校、両津の体育館というところが往々にしてあるのです。それを使えなくするという事は、社会体育にいたしましても振興の妨げになると。やはりこういった施策というのはスポーツ振興には大事だと思うのですけれども、それを明確にしたのがスポーツ振興の施策なのです。それをないがしろにしているのが、そうではないですか。これ誰でも。

○議長（祝 優雄君） 教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

生涯学習という観点からすると、そういう施設等もいつでもどこでも誰でも使えるということが非常に大事なのだろうなというように思っておりますが、現在そういう社会体育施設についても統廃合を進めて

おりまして、そして今の枠の中で、多少不便かもしれませんが、あいているところを使ってもらおうというようなことでやっておりますので、それがもう全部満タンになってしまうということだと、一旦閉めた学校の体育館もというように考えざるを得ないのですけれども、今のところ利用の調整をさせていただきながらやっているという、そういう現状でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） やはり今まで使っていた体育館施設が使われなくなってしまってほかに行かなければいけない。武道館にしてもそうですし、体育館にしてもそうです。それを閉鎖してしまっているということ。地域の事情はわかるのです。だけれども、やられている方々につきましては、コンセンサス何にも得ていないのです、いわば。武道館ありましたね。空手か何かやっている方々もいらっしやいましたね。締め出されてしまって、今は何か相川のほうへ行っているらしいです。そういうことではない。地域に根差したそういった社会体育というのは必要だということ言っている。やはりそれは活力が欠落する一つの要因であるということ私は言っているのです。グラウンドもそうです。野球ができないような草ぼうぼう生えているところもあります。今までサッカーもやっていた。野球もやっていた。その他のこともやっていたのに、それがもう使えなくなってしまった。そうすると、そこで衰退するのです。その点をやはり私はスポーツ振興としてやっていかなければいけないということを言っているのですけれども、もう一度答弁をお願いします。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

それぞれのところを利用していただいていた人たちのコンセンサスを得ることがなかったという、今議員さんそういうご指摘でございますので、この後課の中におきましてそういう利用していただいていた人たちともよくコンセンサスをとって、そしてご理解を願った上で他の場所でやっていただくとか、そういうようにしていきたいなというように思います。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） コンセンサスを得てこれから考えていくということ言いますけれども、では根本的なこと聞きたいと思います。社会体育の育成ということはどう考えていますか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

議員ご指摘のスポーツ基本法の中では、社会体育について行政として施設やそういう人的なものに支援すべきというふうに努力目標として書かれております。その中で施設については体育館の設置、これに努めておりますし、指導者につきましてはスポーツ推進員等の方を各地域にお願いをして、そういう方々にスポーツの推進をお願いしている状況でございます。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 社会体育のことについて伺いましたけれども、スポーツをするためにその器が必要なのです。体育館、グラウンドにしてもやはりそういう施設がないと、自分たちスポーツをやろうとしても、振興しようとしてもできない状況だということなのです。それを強く私言っているのです。前回も言いましたけれども、ミニバスもそうです。会場がないと。今度練習したいけれども、そういった体育館が

もう閉められてしまっているということを言っていました。そういうことを勘案して私は言っているのです、根本的にそういうことを見詰めて改革をしていかなければいけないのではないかとことを言っているのです。そして、もう一度具体的に聞きますけれども、後山小学校の母屋はわかります。体育館の使用のことについては触れなかったのですけれども、後山小学校の体育館はどういたしますか。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） それでは、後山小学校、本年度から閉校になっておりますが、その後の利用ということで統合までに、今現在学校教育課のほうとしましては、冒頭教育長が申しましたとおり、その地区の方々が利用するというのであれば、佐渡市のほうで一定の負担をいたします。その負担が例えば電気の基本料、水道の基本料、あとは浄化槽の維持管理費、あと建物保険料等々は佐渡市の管理で、佐渡市のほうで費用負担します。ただし、利用された利用料及びあと細かいような修繕等が出ます。そのほかグラウンドでしたら草刈り等、そういった管理を集落のほうにお願いすると。市は、基本的に基本料金等は持ちますが、使用した分については集落のほうでの管理のもとということで一度投げかけをします。それで、集落の利用がないということでありまして、佐渡市としましては次のステップに移りまして、まず佐渡市の中で他の施設へ転用できるかという検討をし、それが無い場合については最終的には民間企業等への貸し付け等を検討すると、そのような流れになっております。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 集落の負担というのは、非常に重くひっかかると思うのです、いわば。それでちゅうちょする集落もあるかと思うのです。とても財源がないとかいうこともありますよね。だけれども、使用している方々につきましては、料金を払ってもいいから使わせてくれというのがあります。だから、集落に聞く、利用者に聞く、この2つが必要だかと思うのです。そして、体育協会あるのですけれども、それぞれの協会に加盟している体育があるのですけれども、いろんな業種の体育、スポーツがあるのですけれども、その利用者につきましてどうかというの聞いてみるべきだと思います。集落のやっぱり負担が減るということもあわせて検討していかないといけないのかなと思っておりますし、そうしないと根本的に理念というものは薄れてくるのではないかな。そうでしょう。社会体育に貢献しようということで国を挙げて言っているわけですから、先ほど小林課長が言いましたけれども、そういうことの矛盾を私は感じています。片一方では進めなければいけない、片方では経費がかかるから、閉めなければいけないということの矛盾があると思うのですが、その辺をコンセンサスを得てどうあるべきか、やはり市民に対しても応分な負担をしてもらうということならば両者うまく円滑に回っていくのではないかなという気がするのです。そうしないとスポーツ振興というものはなし得ない、これからの社会。みんなわかっています。財政難だということはわかっているのです、やはりそういった協力体制のもとでスポーツというものを振興することが私は大事だ、これが肝要かと思うのですけれども、もう一度伺います。教育長。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

今コンセンサスを得てというお言葉いただきまして、よくわかりますので、あと利用する人たちの立場にも立ちまして調整をさせていただきます。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） スポーツをやる方、そして地域の方ということもあわせてコンセンサスを得て、有意義なスポーツ環境に持っていくように私はやっていただきたいということを強く強く感じておりますので、今ほど答弁いただきました。そういった内容につきまして協議をして、これからよりよい佐渡に関するスポーツ振興についてやっていただきたいと思っておりますので、どうかひとつよろしく願いいたします。

4番目の行政改革の視点についてお伺いいたします。では、市長は先ほど将来ビジョンのことも聞きましたし、行政改革のこともおっしゃってくれました。単なるお題目として意識改革というのではなく、現実的な意識改革を生み出す契機となる評価業務を導入して継続していくことによって、職員は無意識のうちに新しい価値を接し、次第に職員間にその新しい価値や意識が定着していくことが期待されると私は思うのですけれども、市長はどう思いますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 議員ご指摘の評価手法ということですが、これはそういうものを導入、今もいたしておりますし、そういうことを通しながら競争意識を持っていくということがやっぱり一番大事だと思っております。これは、今もやっているわけですが、今後ともそれは続けていかなければならないと思っております。なかなか評価というものが表に出づらいつころもあるのですが、これを何とかみんながわかるような形でやっぱりやっていかなければならないなと思っております。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） すなわち評価の導入によって結果思考の発想が生まれるようになり、それはより具体的に住民や地域社会において変化に目を向けることになるのではないだろうかと思っております。意識改革の必要性を口で100回唱えるよりも、意識改革を必要とする制度や仕組みを導入するほうが私は改革は飛躍的に伸びるのではないかなと、進むのではないだろうかと思っておりますけれども、考えがありますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 清水行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） ご説明いたします。

議員おっしゃられたように非常に評価の部分については効果が見られます。佐渡市も合併当初から行政評価の構築に向かって進めてまいりました。行政評価には、議員ご承知かと思っておりますけれども、政策評価、それから施策評価、それから事務事業評価、この3つがございます。政策評価につきましては、これは市長が政策を掲げて選挙で当選されたというようなこともありまして、当市では実施をしておりません。施策評価につきましては、これは総合計画の進行管理に使うということで公表までしてございましたけれども、将来ビジョンが最上位計画となるということで、これについては現在行っておりません。それで、最後の事務事業評価ですけれども、これは予算編成上の各課シーリングにこれを参考としておるという現状がありまして、今その仕組みが定着しつつあります。それで、職員もこの部分は十分意識しながら自己評価をしておりますし、庁内の評価委員会でもそれをまた2次評価をした中で予算編成のシーリングに結びつけておるとというのが現状です。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 市長は、先ほど地方分権のお話をさせていただきました。今日最も深刻なことは、住

民の大半は地方分権の効果を実感していないのではないだろうかと思っておりますし、そもそも地方分権とは国から地方へ権限や税財源を移譲することなどにより、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくることを目指すものだということで地方分権が始まったと思います。今先ほど市長が述べてくれたように地方分権について、では佐渡市は具体的にどのように変わったのかということ認識できる部分ってありますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 笠井君、答弁できないですので、もう一度しっかり質問してください。

○7番（笠井正信君） いいですか。地方分権ということが市民に対して理解を得ているのかどうか、そのために佐渡市はどう変わってきたのかということを知りたいということなのです。わかるかな。わかりませんか。佐渡市はどう変わったのかということを知りたいのです、地方分権に向けて。

○議長（祝 優雄君） 行政改革はどうなのですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○7番（笠井正信君） 地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくることを目指すということ言っているのですよ、国は。では、佐渡市はどういうことが変わったのかと、このことによって。それを聞きたいのですよ。

○議長（祝 優雄君） 清水行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） ご説明いたします。

行革ではなかなかその部分についてはわかりかねますけれども、先ほど言いました行政評価等、自己評価する中で地域に必要なものを自分たちで選んで施策を展開している部分については、地方分権の趣旨に合っていると思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） やはりそういったことは、市民に理解できるようにやってもらいたいということなのです。こういうことが変わるのですよ、こういう見方で、こういうふうな国の施策が来たものですから、こういうことが市民に対してこう変わるのだということをやっぱり強く言ってもらいたい、そういった説明してもらいたいということです。具体的にといいますけれども、どう変わったのかということ認識してもらいたいということです。やはり制度面で地方分権は国の意識と努力に依存する部分が少なくないですけれども、住民にとって意味のある地方分権が進むかどうかは、住民に身近な自治体の責任で私はあると思います。その意味で前段言ったわけで、そんな意味でもこれからの行政改革にはぜひ地方分権の成果を住民に実感してもらえようような努力が必要だということです。そのことをつけ加えておきます。

また、改革と言われるが、改革の中に事業評価が、先ほど言いましたけれども、ありますけれども、今回の市の発注事業にしては期日までできないということで、完成が遅れるという、安易に認めていることはないだろうか。事業が遅れるとなると佐渡市の損害は、幾ら損失が出てくるのか、これを聞きたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 笠井君、申しわけないのだけれども、もう一度はっきりと区切ってきっちり質問してください。

○7番（笠井正信君） はい、わかりました。

改革、改革と言いながら、ではそういった評価ということに対してどういったことを自分たち思っているのかということ私は聞きたかった。そして、今定例会において補正予算が出ております。いわば事業が遅れることによって佐渡の損害は、幾ら損失が出てきているのかということを知りたいのです。それが行政改革の一つでしょう。見方でしょう。評価でしょう。それを聞きたいのですよ。例えば予算書を見ると、建設中の総合体育館、両津埠頭の開発の建屋、相川地区の建屋、羽茂地区の学校の施設等遅れることがないのか。これは、予算書で話がありましたけれども、遅れるということでは言われたのですけれども、こういった評価ということはやはり改革の中にあるわけなのですから、ではそういった損失というものには幾ら佐渡に損失をもたらしているのかということを知りたいのです。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

今ほど体育館というお話がございました。ご指摘のとおり約半年程度体育館の工事が遅れる予定となっておりますが、消費税に相当する部分の損害、損失というものは考えられます。9月以前に契約したもののについては変わりませんので、損害はございませんが、今回継続費で備品購入費については次年度に、26年度に実施するという事で、経費の配分を振り分けました。その部分については、3%分だけ損失が出るものというふうに考えております。ただ、それについても決して種類を減らしたりせず、若干機器のグレードを調整しながら必要な機器は全てそろえるという方向で今検討しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 行政改革の中にそういったことが含まれるわけです。改革、改革と言いながら、私は納得は得られないものと思っております。今ほど説明があったように総合体育館が遅れると。そのことによって佐渡の損失が生まれる、3%、次年度に行くということは。このことはおかしいのではないかな。補正予算のことについて同僚議員も声高らかにおっしゃっててくれましたけれども、やはりこれは矛盾していますよ。それで、両津埠頭の建屋が遅れる。羽茂地区の学校施設等については遅れないのですか。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明を申し上げます。

今現在南佐渡中学校の校舎と体育館をつくっておりますけれども、校舎については予定どおり進んでおりますが、体育館については遅れております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） いや、これはやっぱり責任問題でしょう、遅れるということは。これは工事者、いわば事業者につきましては契約時点で何月何日まで仕上げるということを契約しているわけでしょう。その契約で成り立っているわけではないですか。それが今もって遅れるというようなことおっしゃいましたよね、入札時点で。これどういうわけなのですか。やれるとして請け負ったものが今時点で、もう今12月。3月31日までできないということをもう前もって言っているというようなこと、これで契約なんてなるのですか。こういう仕方あるのですか。もう一度聞きます。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明させていただきます。

工事の遅れにつきましては、さきにもご説明をいたしました。型枠工や鉄筋工の手配が困難な部分、天候による部分、それによって工期の遅れが発生しております。このことについては、監督員は建設課のほうで担当していただいておりますが、監督員と協議をしまして結果、決して業者の責任として問うべきものではない。社会的実情がそういう状況であるので、業者の責に帰すべきものではないという判断をいただいております。ですから、この損失の責任は業者にあるというふうには私どもは考えておりません。現在の工事の混みぐあい、それと東日本大震災による影響というふうを考えております。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 今もって型枠工の手配ができない、天候が悪い、責任を追及するものではないとかということのお話がありましたけれども、契約時点ではそういう話はないわけです。この時点まで私が仕上げますとって請け負ったわけです、いわば。その業者については幾つも佐渡市から請け負って、1つならばできたのだけれども、2つ、3つ、4つ請け負っているために型枠工は手配が遅れてしまう、天候が悪いというようなお話になってきませんか。こういったことが耳に聞こえますけれども、どうでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

佐渡市からの発注建築物が重複しているということでございますけれども、我々といたしましては島内の業者に受注していただきたいというのを施策として行っているところでございまして、その中でどうしても標準工期等々、いろいろな諸問題がございまして、発注の段階で十分とれないというような案件も確かにございました。そういう中で、業者につきましてはそれなりの対応をいただいているように私どもも認識しておりまして、先ほど答弁にもありましたが、工事の遅れが必ずしも業者の責任というふうには感じておりません。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 甘いと思うのです。佐渡に損失を得て、血税を使って、安易に認めてやっている。業者遅れてもそんなペナルティーがあるわけではないと。何も業者には責任がないということならば、契約なんて何のためにあるのかと。契約違反ということになりませんか。どうですか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明させていただきます。

契約時は、工程会議を開いております。第1回の工程会議に私は出席させていただいて、業者と工事の進捗についていつまでに完了できるかという打ち合わせをさせていただきましたが、その中では確かに工期内に竣工するという計画で工程表をつくられておりました。ただ、工事を進めていく中で、業者のほうも鋭意努力をしながら、技術者の確保に調整していただきましたけれども、やはりそれが困難であったというふうにしてその後の工程会議で聞いておりますので、ここは先ほど建設課長も申しましたけれども、業者の責に帰すべきものではないというふうには、実際実情がどうなのかということですが、今月の県内

の政治系の雑誌を見ますと、新潟市や長岡市では確かに工事が混んでいて不落の入札があるという情報もありますが、実際業者はそれだけ混んでいる状況ではあるということはそういうところからも証明できるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 契約というのは非常に重要なのですよ。この日まで仕上げて納めますとって契約をしているわけです。そのために契約書というのは交わすわけなのです。遅れた場合ペナルティーも何も無いということなのですか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

何らかの瑕疵が業者にあったとしたらその責任は問うべきものだと思いますが、今回の案件に関しましては業者に具体的な瑕疵がなかったという判断のもとに、業者の責に問うべきものではないという判断をいたしているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 何度も言いますけれども、契約というのはそういうものではないのです。民間ではそんなことは言っても始まらない。遅れたなら遅れたということでペナルティーがあるのです。

それで、体育館につきましては人身事故も起きているのです。それで、遅れた場合もありますよね。それは、業者の責任ではないですか。何日か遅れた。そういうことも勘案すると、業者責任というのはここにあったとしてもしかりだと思ふのです。

今聞きますと、羽茂の学校ですか、羽茂の学校にしても遅れるということは多分にあるようなお話を聞きましたけれども、これも契約違反ではないですか。どうですか。あっちもこっちもこの業者がとり過ぎるのではないかと。バランスよくとっていればこういうことはならない。2点、3点とっているから、型枠工が手配できないと。1つとっていればそれは賄いできますよと。自分の能力以上にとっているというものもあるのではないですか。羽茂についてはどうですか。もう一度聞きます。遅れるのですか。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 体育館につきましては遅れる見込みです。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 全く意識改革なっていないです。改革、改革と言いながら、こんなところぎるなのですよ、行政が。全く手落ちなのです。明らかに遅れるのわかっていてこれ発注しているような気がしますし、契約しているような気がします。期日までに仕上げるといのが契約なのですよ、何度も言うけれども。そのための損失って佐渡市には大きいですよ。何千万ではないですか。これは、誰が責任負うの。もう一度聞きます。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 先ほど社会教育課長のほうも説明しましたとおり、今回の遅延等につきましては全国的にも型枠工等が不足しておるとい状況につきましては間違いのない事実だと思います。したがって、今回の南佐渡中学校の体育館の件につきましても同様な扱いになろうかと考えております。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○7番（笠井正信君） もう一問あるので。

何度も言ってもしょうがない。業者には責任ない、総論的にそういった遅れを見せているということを知りましたけれども、余りにも契約というのをおろそかにしているのではないかな。これ市民聞いていてびっくりしますよ。これ何千万と佐渡に損失を与えているわけですよ、こういう遅れによって、竣工に当たって。これは、血税なのですよ。あなたのうちだったらどうなりますか、こんなの。その業者に責任あるの決まっているのではないですか。どんなことがあっても期日には間に合わせるとというのが業者でしょうに。そのために契約というのは、何度も言うけれども、契約というものはあるのですよ。それにはペナルティーも何にもない。そういうことでいいのかどうか。それは行政改革に結ぶのかどうか。この点がやっぱり懸念されます、今後に当たっても。では、今やっている工事については遅れても構いませんよと。型枠工が間に合わないで、やっている工事についてはやむを得ないのではないですか。ここばかりではない。ほかのところもそうですよね。そういう契約でいいのですよ。安易な契約でいい。あとは理由をつければいいということになりませんか。あなたの課だけではない。建設課もそうですよ。ほかのところもそうなのですよ。雨が降ったから遅れました、型枠工がないので遅れましたということで、契約不履行ということになりませんかということを懸念しているのですよ。それは、その点で置きますけれども、時間がないので。

官民協働プロジェクトについては、成果は出ているということをおっしゃってくれました。では、しかるに観光行政がやっぱり停滞しているということで、このプロジェクトチームが、予算書もうたっているのですけれども、どうして観光業がプロジェクト委員会では一生懸命やっているということが衰退しているのかということ、観光施設が衰退をしているというのはどうも腑に落ちないのですけれども、もう一度伺います、観光振興課。

○議長（祝 優雄君） 濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 1つは、全国的な旅行をする方の志向が変わってきておって、以前のような離島ブームのようなものがもうないということが1つあると思いますし、それから佐渡が競争の中でほかに出遅れておるといようなこともあろうかと思えます。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） もう時間がありません。私言いますけれども、観光施設の衰退を懸念しているのです。尖閣湾の景勝地の海中透視船もなくなると聞きました。まさに観光業の衰退が目に見えてきたという認識をしていますし、またさらに観光客を招くに当たり、60万観光にホテル業者が耐えられるのだろうかということも心配しております。業界の発想転換を早期に図らないと、日本が沸くオリンピック、近くにはときわ丸の就航、北陸新幹線開通、カタマランの就航等があるわけですけれども、施設が逆退しているということになっては佐渡へ観光に来てくださる方に対しては大変失礼なことだと思いますし、感動も得ないと思います。これらのことを関係者と話し合いをして、より一層の観光施設の充実を図ってもらいたいと思いますけれども、観光振興課、もう一度答弁をお願いします。

○議長（祝 優雄君） 観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） ご説明いたします。

今市がつくっておる将来ビジョンの中で、1つ、成長力強化戦略ということで、観光による交流人口の増加ということで、目標を今現在53万人を70万にしようということで今取り組みを始めようとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 私60万と言ったのですけれども、70万という数字を上げましたね。それについては、ホテル関係にしても旅館関係にしても、それだけ持ちこたえられるかどうかというのが私懸念されます。そういうことは懸念されますので、関係者とやはり協議をしてよりよい施設づくりをやってもらいたいと思います。

この辺で終わります。ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で笠井正信君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 2時50分 休憩

午後 3時01分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

駒形信雄君の一般質問を許します。

駒形信雄君。

〔3番 駒形信雄君登壇〕

○3番（駒形信雄君） 新生クラブの駒形信雄です。これより通告に従い、一般質問をさせていただきます。

政府は、農林水産業・地域の活力創造本部で、国が農家ごとに主食米の生産量を割り当てて価格を維持する生産調整を5年後の2018年度になくす方針を正式決定いたしました。5年後を見据えて、減反に協力する農家に配っていた補助金も段階的になくす方針を固め、米農家の田んぼ10アール当たり年1万5,000円を配っていた定額の減反補助金は来年度から半分の7,500円に減らし、米が基準価格を下回ったときに差額分を翌年度に支給する変動補填交付金もなくす方向であるといいます。一方で、主食米のつくり過ぎで米価が急落しないように、減反に応じて飼料用米などの生産に転作した農家に配る転作補助金をふやし、飼料用米をつくと10アール当たり年間で8万円受け取るが、収穫量に応じて支払う仕組みを取り入れ、最大10万5,000円にするとあります。新潟県の試算では、所得はいずれも4から13%増加するとしていますが、これは補助金の需給条件を全て満たし、飼料米の収量を最大としたものであり、平均的な単価で計算した場合はむしろ農家所得は6%減少するという見方もあるが、どのようにお考えか。

また、国は2014年度から支給対象の面積を4ヘクタール以上に限定する方向であるといいますが、佐渡では4ヘクタール以上の農家は4%にすぎず、1農家当たりの平均耕作面積は2ヘクタール未満であるのが現状です。減反廃止に伴って耕作放棄地がふえるのではないかと、また山間地の農村機能が維持できなくなるのではないかとといった懸念が生じています。このようなことを踏まえ、佐渡独自の農政といったものをどのように考えていくのかお伺いします。

また、政府は農地集約のために整備を目指す農地中間管理機構（仮称）を各都道府県に設け、大規模生産者と小規模農家の間で農地の貸し借りを仲介していくの方針であるようですが、佐渡の農地集積の現状はどうなっているのか、これからの集積をどのように進めていくのかお聞かせください。

次に、農産物の販売戦略についてであります。ことし羽茂農協管内でのおけさ柿の販売は、昨年8億4,000万程度であったのが2013年は単価もよく、12億円を超えそうだという明るい材料も見えてきております。また、ルレクチェについても新潟での下越品評会において上位の評価を受けているとのこと。市長は、常々一物一価ではなくて一物数価という形の中で販売先をいろいろと変えていかなければならない、多様な販売先というものを確保していくとおっしゃっていますが、トップセールスマンとして2年が経過しようとする中で販売先の確保がどのようにされているのかお伺いします。

2番目に、大学連携事業の事業効果についてお伺いします。この事業の目的は、大学と連携した活力ある地域づくりを推進するため、また大学の地域貢献の拡充と市職員の政策立案能力の向上を図るためとありますが、今後の政策にどのように反映をさせていくのかお聞きします。特に23年度から3年間で8,000万円をかけた寄附講座については、学問的な証明ができたのでしょうか。また、さらに今後もこの事業を進めていくのかお聞きします。

3番目に、学校給食についてお伺いします。昨今子供のアレルギーに対する問題がクローズアップされてきておりますが、食物アレルギーに対する給食の安全対策はどのようになっているのか。給食の人員は、1人100食を目安にしていると聞いているわけですが、現場の声を聞きますと、作業に追われ、休憩時間もとりづらい状況だと聞いております。このような状況の中で安全対策は万全と言えるのでしょうか。これから新しく給食センターがそれぞれ開設されるわけですが、これらの施設の人員配置やアレルギー対策についてどのような配慮をされているのか。また、地場産食材の活用状況について、米や米粉、牛乳については佐渡産の使用割合が100%であるが、野菜類を始め、他の食材の使用率が低い原因はどこにあるのかお聞きします。

4番目に、全国学力テストの公表についてお伺いします。文部科学省は、11月29日、小学校6年と中学校3年を対象の全国学力テストの実施要領を変更し、これまで禁じてきた市町村教育委員会による学校別の成績公表を来年度から認めると発表しましたが、佐渡市教育委員会としてはどのような対応をとっていくのかお聞かせください。

5番目に、小規模障害者施設のスプリンクラー設置についてお伺いします。長崎市で起きた認知症グループホームの火災や新潟市の障害者福祉施設の火災を受け、総務省消防庁は全ての高齢者向け福祉施設や小規模障害者施設にもスプリンクラーの設置義務化を検討するとありますが、佐渡市においてはこれらの施設の何カ所にスプリンクラーが設置されているのか、また今後義務化された場合の対応をどう考えているのかお聞かせください。

次に、特養待機者の状況についてお伺いします。24年度のデータでは、特養待機者は488人いると聞いておりますが、厚生労働省は特別養護老人ホームの入所基準を要介護3以上に改め、2015年から実施を目指すとの報道があります。佐渡市の特養待機者に向けた取り組みはどのようになっているのか。また、要支援者へのサービスを介護保険から切り離し、市町村の事業とする案が検討されているが、その場合佐渡市としての対応はどうなるのかお聞かせください。

7番目に、下水道の見直しについてお伺いします。下水道事業に関しては、全国の市町村でも赤字が続
き、財政を圧迫している現状があります。一般会計からの繰入れを余儀なくされ、財政基盤の弱い市町村
は既に下水道事業から合併浄化槽の整備事業に切りかえているところもあります。佐渡市としては、今後
下水道事業をどのように見直していくのか。中心市街地以外は合併浄化槽の整備に切りかえたほうが建設
コストも低くなり、負担も少なくなると思うが、どのようにお考えか。また、下水道と合併浄化槽を比較
した場合の1人当たりの負担率はどうなるのか、あわせてお聞かせください。

最後に、補助金の見直しについてお伺いします。歳出で補助金、負担金が69億ぐらいあると聞いており
ます。合併特例債の負担金が多くを占めていると思いますが、31年に向けて70億を削減していかなければ
ならない状況の中で、今後補助金をどう見直していくのか。補助金の出し方にも問題があるようなケース
も見受けられるが、最終的にどの課がチェックをするのかお聞きをいたしまして、1回目の質問とさせて
いただきます。

○議長（祝 優雄君） 駒形信雄君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、駒形議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、減反の政策廃止に伴って佐渡市への影響でありますし、それらを踏まえて今後佐渡の農業対策は
どういう方向でいくのかと、こういうご質問だと思っております。いろんな点について午前中からお話が
あるわけございまして、それらどういうふうになるかということについては省略をさせていただきます。
しかしながら、一つの大きな方向としては、規模拡大をしながらコストを下げて、外国から来るそう
いうような米に対応できるようないわゆる力をつける農家を育てていくというのが基本にある、このこと
は間違いございません。したがって、そのことを私は否定をしているわけではございません。しかしなが
ら、佐渡のこの地形というものを考えた場合に、そのスケールメリットの発揮というものが本当にできる
のかできないのかということをやっぱり考えていかなければならないと思っております。そういう点からす
るならば、結論から言えばスケールメリットの発現というものは、私は佐渡においてはほぼ不可能である
というふうに思っております。

したがって、そういう中において1つ、規模拡大、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、規模拡
大というのはコストをどんどん、どんどん下げていくという規模拡大も1つあるのです。もう一つは、佐
渡あるいは中山間地のように高齢化が進んでくると、隣近所の田んぼ、畑もまかかってやってくれという人
が出てくる。それを引き受けているという拡大もあるわけです。そういうことになれば、収益性がそこに
伴ってこないということになれば、やっぱり引き受けるということはなくなると思っています。そうなれ
ば、当然耕作放棄地というものが出てくるということ、これは間違いなことだと思っております。

それから、今回県も県も一つの試算というものをしているようですが、私は余りにもよいところ
ばかりであって、非常に農家の方々に対する混乱を招くものだというふうに思っております。したがって、
あれはおかしい。例えば1つの例だけ申し上げますと、いわゆる食用ではない米、これに移行するという
ことであります。現在8万円です。10アール当たり8万円です。この8万円というのは、地域の平均の収
量を超えた場合に8万になる。それより落ちた場合は6万何ぼになるのです。では、10万5,000円という

のは何だかという、さらにその30%ぐらい多く収量をとらなければだめなのであります。ということになると、飼料用の米については当然2割も3割も収量上げるということは、肥料をいっぱい入れなければだめなのです、肥料。そうすると、肥料代もかかるわけです。だから、そのところでいかに、10万に仮になったとしても、あるいは8万にしても、売る段階で本当に売れるのかやということがあるのです。出口が全く見えておりません。では、それを使った場合に畜産農家というのはどういう考えでいるか。つまり外国から入ってくるトウモロコシの代替なのです、これは。代替であります。したがって、トウモロコシの価格よりも高ければ畜産農家使えませんよ、はっきり言って。そういうふうな出口というものが本当に確立されているのかどうかということも全くないわけ。したがって、机上の、しかもいいところ取りの試算であるというふうに思っておりますので、私はこれは実は信用はいたしておりません。したがって、佐渡市においてもこれについて具体的に細かくこういうことの試算というのは今のところやっております。

では、これから佐渡の農業というものをどうしていくのかということになると、私は4点あると思っております。1点目は、午前中にも申し上げましたけれども、少々高くとも買っていただくというスタンスなのであります。これは、横文字で申しわけございませんが、やっぱり日本だからといったって、世界だからといったって、安全で安心なものは高くても買おうという、いわゆるラグジュアリー層といいますか、そういう方々があるのですよ。そのところにやっぱり我々は焦点を当てていかなければならないと思っております。そのためには何としてもやっていかなければならないのは販売戦略であります。もう一つは、販売のときの武器となるのが証明なのです。証明であります。この2つをやっぱりこれから確立をしていかなければならないと思っております。

それからもう一つは、やっぱり担い手をどう確保するかということでもあります。担い手を確保する場合は、言葉はどうかわかりませんが、食っていける生産体制ができれば担い手というのはできてくると思っております。その食っていける生産体制というもの、ことしから試験的にやっている、里親制度等もやっているわけでありましたが、いわゆるパックとしてやっていかなければならぬだろうと思っております。

3つ目は、そういうことを含めて、お客、顧客ニーズに対応した生産体制を整備をしていくということだと思っております。これは、特に農業団体が必死になって取り組まなければならないこと。全農なんかに頼っているのではなくて、やっぱりそれを考えていかなければならないということです。

それからもう一つ、最後は企業との連携だと思っております。私は、現在三越、伊勢丹のほうとも話をしていますが、佐渡で三越農場というものをつくりたいというような話のところまで来ております。つまり企業との連携でどうやっていくのかという、そういう複合的なことをやっていかなければならないなと思っております。それをパックとしてやっぱり佐渡の農政というものを築いていかなければならないというふうに私は思っております。

それから、農地集積でありますし、それから今後の集積はどのように進めるかということではありますが、そう簡単に、何度も申し上げますが、机の上で書いて、農林公社がそこでちゃんとしっかりやりますから、うまくいきますなんてことはまずありません。私自身が農林公社でその仕事をしていたのだから、一番よくわかる。これは、農業委員会のほうに説明を申し上げます。

それから、販売戦略の問題であります。これは、いろんな大手の百貨店等々を回らせていただきまして、

いろんなところでお願いをしながら佐渡をPRをしてまいりました。さらには、買っていただける、使っただけというようにところも探していかなければならないわけでありまして、首都圏で飲み屋さん、小さな飲み屋も含めて飲み屋さん等が約40店舗ぐらいあるというふうに把握をいたしております。その人たちから集まってもらって、佐渡名酒なんていうような形で佐渡の物産を使っただけということのお約束もし、そういうこともやってまいりました。

それからもう一つは、おもしろいもので、おもしろいものってあれですけども、こういう形で営業をやっていると、こちらからお願いすることに加えまして、向こうから実はオファーが来るわけがあります。やっぱり営業というのは移動距離に比例するという言葉がありますが、これは本当だと思っております。例えば老舗の料亭であります金田中というのがございますが、国会議員の先生方がよく使うようでありまして、一晩行くと10万ぐらいかかるのだそうでございますが、こういうところで今ナンバンエビの使用が始まりました。今度はルレクチェも欲しいというようなオファーが来ております。それから、高島屋のほうでは、大体百貨店等については自分で店は出していないのです。テナントをやっているというのが基本であります。今度は高島屋のほうでは、自分でテナントを開きたい、有機専門店みたいなもので、自然栽培米の販売とか高級贈答品としてルレクチェ、こういうものを取り扱いたいというようなお話もございます。それから、昨日も本社からイオンリテールの総括部長がおいでをいただいて、入間でやったわけでありまして、それが非常に大成功だったものですから、今後もそれは引き続きずっとやっていきたいというようなこと、あるいは入間は姉妹都市です。同じく姉妹都市の国分寺においては、農協さんのほうにおいて佐渡ブースを設けたというようなことがございます。そういう意味で、これからは積極的にそれは進めていかなければならないし、もう一つはやっぱり大きな収益には私はならないと思っておりますけれども、輸出というものを考えていかなければならない。シンガポールの伊勢丹で実はもう実施をいたしました。今回のものについては赤字であります。赤字になりました。しかしながら、赤字の要因は余りにも大勢の人間が行き過ぎて旅費がかかったということでもありますから、地元のマネキンを使えばこれは黒字になったわけでもありますので、そういう反省点も踏まえながら今後とも、しかも高い評価をいただいたということでございますので、そういうことについてもこれから進めていきたいというふうに思っております。

それから、新潟大学の問題であります。いろいろとお話がありました。先ほど冒頭私が申し上げましたが、この寄附講座の大きな狙いいっぱいあるのです。あるのですけれども、これから佐渡の農産物、特に米を有利に販売していくためには証明というものが必要であるということは申し上げてきました。私は、3つの証明がある。1つは、世界的な証明であります。これは、ジアスで世界的な証明はとりました。もう一つは、トキなのです。どこにもいませんから。トキというものが証明してくれた。もう一つは、学問的な証明だと思っております。今千葉のほうで、これは私どものところではないのですけれども、ハウレンソウ1把、同じハウレンソウであります、1把2,000円で飛ぶように売っております。大体二、三百円のもので2,000円で売っている。それは何だかという、大学の証明がついている。大腸菌ゼロとか何とか菌ゼロとかいうものがついている。つまり消費者というのはそういう方々で大きく動くということでございますので、そういうことをやるための証明というものを得るために今回のものをやったわけがあります。おかげさまで一定の成果が出ておりまして、これはまたまとまったものについては議会のほうに

提出をさせていただきますけれども、トキの認証米につきましてはたんぱくとかアミロースが他の産地と比べて低く、御飯、米飯としては大変すぐれているというような結果も出ておりますし、島内での地域特性というものも数字として出てまいりました。さらには、栽培方法についても食味との関係で、栽培方法もこういう方向というデータが出てまいりましたので、それに基づいたこれから栽培体系を組んでいけるということでございますし、もう一つは非常にこれから差別化をする中におきまして佐渡の米専用の炊飯器の開発、販売、こういうものもその中でできるのではないかと、あるいは糖尿病予防のための機能がある米粉のパンとか、米の加工品であります。そういうものを6次産業としてやっていけるというような提案もそこにございますので、これからはそういうものをひっ提げて販売戦略としてどこか、袋なら袋に張っつけてやっていくということを考えてまいりたいと思っております。

今後の問題でありますけれども、この寄附講座につきましては平成26年、来年であります。3月31日をもって終了をいたします。大きな意味での目標を達成をしたということでございますので、私どもの立場からするならば、それを印刷をし、販売の一つのツールとして使うということでございますし、また新潟大学とはそれで縁を切るわけではございません。包括協定を結んでいるわけでありまして、そういうものを通じながら大学と連携をとっていかなければならないというふうを考えております。

学校給食は、教育委員会のほうから説明を申し上げますし、学力テストについても教育委員会のほうから報告させます。

それから、スプリンクラーの問題であります。佐渡市におきましては、高齢者の福祉施設が43ございます。障害者の施設が18ございまして、スプリンクラーの整備、設置義務がある26の施設については全て設置されております。国では、現在スプリンクラーの設備を含む消防法令の改正を今やっているということを知っております。この改正が見えた段階、公表された段階では、今私が申し上げました設置義務がある全てのところで設置をされているわけでありまして、さらに出てきた場合は市として適正に対応してまいるということでございます。

それから、特養施設待機者の解消でございますが、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、平成24年の4月1日調査、これ調査であります。特養の待機者数は488人ございまして、要介護4と5で、在宅または病院で待機されている方は237人となっております。調査をした以降から約150床の待機者解消が図られているわけでありまして、今後も、今年度相川地区に1つの施設、特養が建設中でございまして、来年度も1つの施設をつくるということで今進めておりまして、そういう意味では一日も早い特養の待機者解消に向けて努力をまいりたいというふう考えております。

それから、これはもう決まったわけではございませんが、介護保険制度改正の影響見込み等についてでございます。要介護1、2の方々の対応ということでございますが、現在お入りをいただいている1、2の人たちはそのまま引き続き大丈夫だということも聞いております。さらに、どうしても入らなければならないと、やむを得ないような事情がある場合は、新たに1、2の方も特例的に入れるというようなことに対する議論が今進んでいるようでありまして、それを注視をまいりたいというふう考えております。

それから、それに加えて、単なる特養ということだけではなくて、住宅型の有料老人ホームとか、あるいはサービスつきの高齢者住宅とか、いろんな対応の仕方があるわけでございますので、そういうふう

うなものをどう組み合わせていくのかということも私ども市として検討していかなければならない大きな課題であるだろうというふうに考えております。

それから、下水道の問題であります。下水道につきましては、何としても環境の島としての佐渡、ここにおいて自然環境の保全とかということ、とりわけ水環境、水質保全ということは、これどうしても佐渡市としてはやっていかなければならない責務でございます。したがって、下水道なり農業、漁業の集落排水あるいは合併浄化槽等々によりまして汚水処理100%を目標としていかなければならない、それを目指しているところでございます。

合併浄化槽への切りかえの問題であります。これは社会的な情勢等いろいろあるわけですが、見直しまして既に約690ヘクタールを浄化槽の整備として変更してまいりました。一方、国仲平野周辺市街地とその周辺地域におきましては、生活排水などの圃場の中に流入するというようなマイナスのイメージがあるわけですので、ここについては下水道事業等で設備をすることとしているわけであり。議員のほうから個人の費用負担ということですが、綿密にはなかなか出せませんが、維持管理費用につきましては大きな差異はないというふうに理解をいたしているところであります。

それから、補助金の問題であります。補助金につきましては、合併して実施10年がたったわけですが、その出発当時、やっぱりいわゆる旧10カ市町村のものが、これ本当は違ってはうまくなないのでありますけれども、どういうわけか違ってある部分があって、それを一緒にしたようなところもまだまだ見受けられますので、これはひとつ改善をしていかなければならない。したがって、平成19年に補助金、負担金等の見直し方針を定めております。縮減等について今取り組んでおりますが、まだ道半ばという形でございます。この補助金につきましては、サンセット方式を徹底をしたということとか、あるいは少額補助金を廃止をした、あるいは補助率の見直しと、あるいは類似補助金の統合、数値目標の設定等々をやってまいりまして、新規の重点事業を除くならば補助金等は総体的に縮減をされているということでございます。しかし、ビジョンの中でもありますけれども、財政計画の達成に向けまして、やっぱりスクラップ・アンド・ビルドという視点、そして何回も申し上げますが、本当に活性化のためにこの部分はどうしても必要なのだ、これは我慢しようというそのすみ分けをしながら、引き続き縮減に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

それから、補助金の支出につきましては、決算審査特別委員会等で大変なお叱りを受け、ご指摘を受けているわけございまして、執行担当課がチェックをしているということで今までやってまいりました。しかし、ハードの部分はどこかの課で一括それを検査をする、執行状態を把握をするということが可能でありますけれども、ソフトの場合はどこかの課で1つでやるというのはなかなか面倒なわけであり。したがって、基本的には執行担当課が課全体でチェックをするということにあわせて、補助金の手引等をつくるなどチェック体制をしっかりとこれから見直していかなければならないということで先般も指示をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長の答弁を許します。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

最初に、学校給食の件でございますが、学校給食調理員の配置につきましては、国の配置基準に基づい

て適正に配置をしております。

次に、食物アレルギーの安全対策についての件ですが、まず食物アレルギーの安全対策につきましては、医師が記載した指示書というものを保護者から学校に提出してもらいまして、その指示書に基づいて教職員、それから栄養士、保護者のその3者の面談により代替食もしくは除去食など、それぞれの子供によって違うのですが、適切なアレルギー対応策を決定をします。調理場では、そのアレルギー対応策が間違いなく調理されるよう、調理工程ごとに複数の目でチェックを行っております。また、学校のほうといたしましては、全員の教職員がそのことをわかっていないといけませんので、当該児童の情報をそれぞれの学校で全員の教職員が共有をしまして、その児童生徒等が確実に対応食を食べれるよう、事故防止に努めております。

次に、地産地消の件でございますが、旬の佐渡産の食材が出回る時期には学校給食センター等に対して随時情報を提供し、可能な限り使用をさせております。しかし、必要量が不足する食材はやむを得ず島外産を使用しているという、そういう状況もございます。使用率が上がらないというのは、流通している佐渡産食材が少なくて、年間を通して安定した必要量が確保できないという、そういうことが一つの要因であるのかなというように思っております。

次に、学力テストの公表の件でございますが、佐渡の場合それぞれの学年の人数が少人数の学校もありますもので、そうすると学校別の数値を公表するという事は、個人が特定されるという可能性がありますので、これまでどおり学校別の公表はせず、佐渡市全体の平均正答率と全国の比較についてのみ公表すればいいのかというように考えておりますが、教育委員会の意見を聞きまして、最終的にはこうしたいということを決定していきたいと思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 堀口農業委員会会長の答弁を許します。

○農業委員会会長（堀口一男君） お答えいたします。

午前中に大森議員のほうからもご質問ありましたように、担い手と後継者不足ということで、集積等については受け手がないのが現実、大変厳しい状況にあることは事実でございますし、今回の駒形議員の質問につきましては、やっぱり農地集積並びに羽茂の公社やJ A佐渡の関与について、また減反政策を踏まえて今後の集積、この後どのように進めるかというようなお話であります。その前段において先ほど市長さんのほうからいろいろと全般にわたりましてお話がありましたように、この先農政に対することにつきましても大変我々も苦慮している状況でございます。

それでは、お答えいたします。農地の集積については、農業経営基盤強化法第18条に基づき、貸し手と借り手の両者間で利用権設定を行う場合と農地利用集積円滑団体による利用権設定があります。佐渡市の農地利用集積円滑団体はJ A佐渡と羽茂農業振興公社の2団体ですが、いずれも農用地利用集積計画を農業委員会が決定し、公告することにより効果が生ずることになります。平成25年11月末現在で、佐渡市の農業経営基盤強化促進法による農地の利用集積は約3,228ヘクタールとなっており、農地全体の約22.6%であります。また、農地集積の過去3カ年の推移につきましても大きな増減はなく現状維持の状態で、内訳につきましては農地利用集積円滑団体による利用権設定の割合が微増ながらある状況であります。今後は、農地集積を推進するための農地中間管理機構の設置に伴い、当農業委員会も佐渡市と連携して、団体、

生産者、現場一体となって集積に向けて協力していく必要があると思っております。しかし、農業後継者、担い手不足、高齢化が進む中、また減反政策の廃止等による米価の低迷を考えると、特に中山間、条件不利地域は厳しい状態に陥ると思われ、現状の推移以上の今後の集積が進むことは困難と予想されます。また、佐渡市の利用権設定は、議員ご存じのようにモザイク状であり、担い手への連担した農地の集積は少ない状況にあります。担い手農家に集積されるのが理想ですが、出し手農家、受け手農家両者の意向もあるため、担い手に特化した農地集積への誘導は現時点では大変厳しい状況にあります。先ほども申しましたように来年早々スタートいたします農地中間管理機構や地域の将来を考える人・農地プランの作成にも今後とも農業委員が関与するなど、地域の農業が抱える諸問題に全力で取り組み、意欲ある担い手への農地集積をさらに進めてまいりたいと考えております。

以上ですが、なお細かい実績、数値につきましては局長のほうに答弁させます。

終わります。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

駒形信雄君。

○3番（駒形信雄君） それでは、順番に従って再度の質問をさせていただきます。

農地集積、大変難しい状況だというのはよく承知をしております。人・農地プランの中でもなかなか理解がされていないというか、農地を取り上げられるのではないかと、そういった誤解もあるように聞いておりますけれども、農地中間管理機構との関連でいきますと、さっき市長の午前中の答弁にもあったように、今佐渡農協なり羽茂の農業公社なりがやっているわけで、農地中間管理機構云々よりは現場を中心にして進めたほうが、当然佐渡の農地状況もわかるわけですし、いいと思うのですが、その辺の管理機構ができた場合の関連というか、農地中間管理機構がどこまで要は指導というか、権利を執行してくるのか、その辺の関連はどう考えていますか。

○議長（祝 優雄君） 農業委員会事務局長の補足説明を許します。

○農業委員会事務局長（長 敏宏君） ご説明いたします。

農地中間管理機構については、まだ目鼻立ちがはっきりしていない部分が多くあります。ただ、議員の質問の中にどういう形で、現場をよく知っているのは現場の人間だから、もう少し現場を重視したほうがいいのではないかとのご質問でしたが、出し手の農地を農地中間管理機構が受けまして、それを出す場合に公募によって募集するわけです。その際に複数の応募があった場合には、恐らくですけれども、審議会になるのか検討会になるかわかりませんが、そこで協議して、それではこの人にこの農地は貸し出しましょうというような形になるのではないかなと。その際に現場の意見が反映されるのではなからうかというふうに推測しております。

○議長（祝 優雄君） 駒形信雄君。

○3番（駒形信雄君） 実際は集積の中でいくと、第二創業化の中で企業が集積してやる場合でも、例えば山間地の農地と平地の農地同時に請け負って、山間地はもう減反に回すと、そういった実態が見受けられますよね。そうすると、集積と言いながらも山間地の農地は荒れていきますよと、そういう状況になりかねないと思うのですが、その辺の指導というか、農業委員会としてどういうふうに考えておられるのか伺います。

○議長（祝 優雄君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（長 敏宏君） 今後の農政状況によりますけれども、そういう形で企業が参入して、そして山間地は従来どおり生産調整しますと、平野部で米をつくり出すというような状態になったとした場合、引き続き米の生産調整というものは恐らく必要になってくるかと思えます。ですから、調整に回して米を作付しないでそのままになっている農地であっても、そこはしっかりといつでも農業が再開できるような形で管理しておいてほしいというふうな指導になっていくと思えます。

○議長（祝 優雄君） 駒形信雄君。

○3番（駒形信雄君） そうはならない。そうはならないというのは、ただ減反政策廃止していくわけですよ。そうしたときに、今までの中山間地のそういった補助金とか、そういったものは継続すると考えたとしても、結局担い手不足の中で農地を集積して企業にやっていると、例えばもう管理はできないよという状況になりかねません。だから、そうしていくとどうしても山間地はやはり平地の集積と違って跳んだりねたりして耕作しなければならぬものですから、しかも畦畔は大きい。そういう状況の中では違う方策を考えないと、例えば集落的に集積をさせるとか、集落単位で管理させるとか、そういった転換を図っていかないとどうしても耕作放棄地がふえる状況になると思うのですが、そういった対策というのは、例えば今後の補助金との関連もあると思うのですが、農林水産課長、その辺どういうふうにご考えていますか。

○議長（祝 優雄君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

中山間地については、平野部と同じような農業をやること自体はやはり難しくなるだろうというふうにご考えております。その中で、先行的にチャレンジしているのがトキと暮らす郷の里山米ということで、トキと暮らす郷の里山の部分をちょっと、中山間地の部分を大阪のお米屋さんと連携して販売するという形で、これは既に先行してございまして、約30トン超になります。もっと欲しいという要望もいただいております。こういう形で、ことし棚田米ということで、これは非常に厳しい棚田のところだけをお願いして、今5つの棚田米売っておりますが、こういう販売戦略が1つです。もう一つは、今地域農業システムということで地域に入って話し合っておりますが、議員ご指摘のとおりどういうふうにご棚田を守っていくのか、これは売るということとセットになりますが、そういう部分を地域で話し合いをして、例えば同じ中山間地棚田でもここは守るけれども、ここは転作にしていくよねという議論もあろうかと思えます。そこも含めて地域で話し合いを持っていく。そこがまた人・農地プランの役割でもあると思えますので、我々はその中でそういう売るという部分を開拓しながらしっかりとその地域で、棚田でも利益が出るという部分を説明しながら、元気を持って話し合っていけるような、そのような形を進めていくしかないだろうというふうにご自身は今考えております。

○議長（祝 優雄君） 駒形信雄君。

○3番（駒形信雄君） 確かに佐渡独自の農政というところとやっぱりそういったことを推し進めていかないとなかなか非常に難しいと思うし、それから特に中山間地多いわけですから、そういった農地の点在ということ考えたときに、やっぱり国が言う、県が言う話とは別の方法で捉えていかないと今後の農業戦略というのは成り立たなくなる、そういう感じがしております。

そこで、先ほど市長も販売戦略、いろいろ答弁をいただきました。確かに米の販売戦略についてと

言いますが、今後生産量というのは、高齢化もそうだし、担い手不足もそうだし、生産量がふえるということはなかなかあり得ないだろうと、減っていくのだろう。そういったときに、米だけの戦略でいいのか。私は、今後は例えばハウス栽培なり果樹も含めた中で複合的な販売戦略というものをどういうふうを考えて佐渡産としての品質をアピールしていくか、そういったことのほうが大事だと思います。そういった面で市場との関係で、例えば市長が言う一物数価ですか、いろんな少量多品目の中の販売、そういったものを進めていかないと今後やはり成り立たないのではないかなというふうに考えておりますが、その辺をどうお考えでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほども私申し上げましたけれども、やっぱり一物数価といいますか、それぞれの特徴のあるものを特徴のある価格で買っていただくと、これが絶対に必要なことで、そのときにコストをどんどん下げて、そこで競争するということは佐渡の場合はなかなか不可能でありますと、それをやっていくということが1つ。それからもう一つは、さっきの耕作放棄地もいろんな話が出ておりましたけれども、耕作放棄地の解決というのはなかなかできていないのです、どこでも。ところが、一、二ちょっと事例が出てき始めました。それは何だかという、耕作放棄地をまず分類するという。何でもかんでも耕作放棄になっているものをやるということではないのです。分類をして、そこをバックにして担い手に示すということをやっているところがあります。これは、やっぱりこれからは佐渡も取り入れていかなければならないと。そのバックとしてやるときに、米だけではなくてほかの複合作物も一緒にやっていく。それをバックとして売り込んでいく。そこに若い人たちを呼び込んで、佐渡の若い人というだけではなくてよそからも連れてくるということが今後必要だというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 駒形信雄君。

○3番（駒形信雄君） 確かにそういう戦略のもとで進めていただければと思います。

もう一点は、先ほどもシンガポールの話が出ました。やっぱり海外戦略というものも今後は考えていかなければいけないのではないかな、そういうふうには考えておるのですが、台湾の状況ですと1キロ900円ぐらいで佐渡のコシヒカリが販売されているという状況です。いろんな話聞きますと、台湾では非常にコシヒカリについては物すごく評価が高いと。ほかの産地よりはやはり新潟県。特に我々佐渡をアピールしておるわけですが、そういった面で海外戦略というものを今後やっぱり同時に考えていかなければだめだ。ただ、一番の問題点は流通システムです。1キロ900円、1,000円、シンガポールがたしか1,200円ぐらいですか、そんな感じで向こうでは販売されていますが、では生産者の人がそれだけ手取りがふえるかということになるとそうはいかない。だから、この流通コストをどういうふうに考えていくかというのが今後の戦略だと思うのですが、その辺、農林水産課長、シンガポールの状況も含めてちょっと教えていただけますか。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

シンガポールにつきましては、伊勢丹のフェアで佐渡のお米と海産物を販売させていただきました。今議員からのご指摘のとおりキロ1,248円、これで佐渡のトキ米が約735キロが11日間で完売しております。海産物のほうも一夜干し、トビウオすり身等持っていきましたが、お米が一番の人気だったということで

ございます。その後バイヤーのほうともいろいろ話をしております。バイヤーのほうは、もうしばらく、もう一、二回ぜひフェアに参加してくれという要望を今いただいております、私ども定番化ということでお願いをしますという話をしておりますので、これについてはもう少しフェアに参加した上で考えていきたいということで、これは比較的前向きなご返事をいただいているというふうに考えております。

流通の問題につきましては、こういう形のイベントで、職員といいますか、農家も含めてになりますが、こちらから行ったのでは採算合いません。これは、市長から申し上げたとおりです。今回の収支で売り上げが約103万に対して150万の経費がかかっております。150万の経費のうち100万円が旅費でございます。ですから、行かなければ採算が合うことも可能かもしれません。ただ、これにつきましては定番となることが重要だと思っておりますので、やはり定番となって日本から行く物流の中に一緒に入れていく。これは、日本の拠点に送るということになるとは思いますが、今回の場合は実は神戸のほうの拠点に送ってから伊勢丹に行っておりますので、そこの中で人が行かなくても販売できるような体制にしていこうということで、PRと農家の利益、大きな利益にはつながらないと思っておりますが、それを頑張る農家の所得確保ぐらいにはいけるのではないかとこのふうには考えております。

○議長（祝 優雄君） 駒形信雄。

○3番（駒形信雄君） ありがとうございます。やはりまだまだ佐渡の産品を知られていない状況というのが数多くあると思います。国内はもちろんですが、海外についてもそういった面で戦略を一段と考えていただければと思っております。

次に、同じように大学連携の中ですが、市長がおっしゃいました大学の証明ですが、例えばどういう形で証明というものを示して、それをどういう形で発信させていくのか。確かにジラスとか世界遺産、あるいはそういったトキ米はありますけれども、特にお米に関しては、例えば土の分析とかいろんなものはもう各農家でも農協あたりでも実施しておりますよね。だから、そういったもののデータというのはもう出ているわけで、発信の仕方なのですが、せつかく8,000万もかけて3年間もやってきた中で、今後発信の仕方というものをしっかりしていかないと逆に私は無駄な投資となると思っておりますし、その辺どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今まで品質等々についてトレーサビリティがあったわけです。あれは、なかなかうまくいかないのです、トレーサビリティというのは。なぜうまくいかないか。生産工程を証明するだけなのです。そんなこと必要ないのですよ、はっきり言うと。出てきた製品がそういう品質がいいのか悪いのかという証明が必要なのです。そこが今まで難しいものですから、出てこないのです。米でいうと、米のことは全然証明しなくて、その米ができるまでの間に無農薬のものどのくらい入れたとか、有機栽培をどうしたなんて証明に書いている。そんなことは消費者は関係ないことなのです、はっきり言って。出てきたものが本当に安全、安心であるかという証明さえあればいい。それがなかなか今までなかった。それを今回の中でやったということ。それで、大学の先生というのはどこか行って売るなんていうのは非常に苦しい職業でありますけれども、そういうものをこつこつ、こつこつやるということは非常に得意なわけですから、そのデータを我々は入手したわけですから、それを戦略、宣伝の場面、例えば米を売るときに米のところにぴたっと張っつけてやるとか、あるいはチラシを配るときにそれつけて出すとか、こ

うということだと思うのです。どこの地域でも米をつくるに当たっては減農薬、減化学肥料というのはやっているのです。これ佐渡だけではないのです。そうすれば、佐渡の米が本当に安全だか安心だかということとはわからぬわけです。だから、そういう意味では3つの証明というもののうちの1つが私はできたというふうに思っていますから、これをひっ提げてさらに販売していかなければならぬと思っています。

○議長（祝 優雄君） 駒形信雄君。

○3番（駒形信雄君） 確かに戦略を、発信が非常に大事だと思いますし、そのところはこういった形で評価を受けるのか、今後とも見守っていきたいと思います。ただ、8,000万の執行の仕方見ますと、教授の人件費の比率が非常に高い。これは、ちょっと私は執行の仕方の問題があるなというふうには感じておりますが、今後この事業を一応打ち切って、今後はこれを利用していろんなさまざまな形で発信させていくということですので、ぜひよろしくお願いを申し上げます。

次に、学校給食のことについてお伺いします。これ国の配置基準ということでご答弁がありました。確かに国の配置基準で1食幾らぐらいの目安というのが決まるのだからとは思いますが、ただ現場では、例えば勤務時間が8時からであったとしても、食材とかいろんなものやるともう15分、20分ぐらい前から準備始めないと間に合わないよと。そういう現状の中で、時間に結局追われますよね。そうすると、例えば小学校の給食を出して、その後また続けて中学校の給食を出す。そういう形になると、ほとんど休憩時間がないというのが現場の声なのです。やっぱりやけどしたり、いろんな傷もあるということ聞いているわけで、この体制で本当に国の基準の中で安全対策がなされているのかというのはちょっと疑問なのです。そういう現場の声というのを課長は聞いておられて、その改善策というのを考えたことありますか。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明をいたします。

今現在学校給食の調理場の現場では、まず国の基準と申しましたけれども、国の基準、これ例えば100人以下ですと1人または2人、101人から300人の場合は2人、301人から500人の場合は3人という、これ大もとの基準。これ昭和35年当時の基準でございますが、その後通達が出されまして、昭和60年に、地域や調理場等の状況に応じて弾力的に運用すべきということで、国の基準は確実に守りながらも、当然実情に応じまして、例えば先ほど議員の質問にあったようにアレルギー対応とか当然人員の配置が必要になります。そのほかに、例えば今度開校する予定でございます給食センターにつきましても、当然新しい施設でございますので、しゃくし定規な配置ではなく弾力的な配置を今のところ考えております。

それとあと、現場のほうからの声ということでございますけれども、そのような声があった場合については適切に、今年度については対応しておるというふうに考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 駒形信雄君。

○3番（駒形信雄君） 課長はそう言いますが、現場は私たちの声は聞いていないと、そういうことを言っているわけで、特に今度開設する南佐渡中学校給食センター、これについてもいわゆる机上の中での給食資材であったり、いろんなことをやっている状況で、現場が使いやすいような状況を配置しているわけではないのだと、そういう声大きいのです。ということは、やっぱり現場の声聞いていないのではないのか。だから、もっと極端に言いますと、使えない機材、そういったものもあるよと。私たちは、そこへ配

属されたときにそういう機材は使いませんよと、そういった指摘もある。そういうものを、新しく開校する場の中でどうしてそういう連携がとれていないのかな。こういうことをやっぱりやっていないから、現場から不平不満が上がってくる。そういったことが私のところへ来ています。

それと、アレルギー対策についてですが、今度の例えば南佐渡、相川もそうですが、そういう給食施設センターについては、個室的なものでアレルギー対策の、要は食材を分離して調理をするようなケースというのは考えておられますか。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

個室的な、個室という、そのような対応については……

〔「分離をしてあるか。一般の給食とアレルギーのとこを分けて」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（吉田 泉君） 部屋を分けるという意味ですか。

〔「うん」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（吉田 泉君） そのような対応はやっておりません。

○議長（祝 優雄君） 駒形信雄君。

○3番（駒形信雄君） これは、課長聞いておられるかどうかわかりませんが、事例として、間違いがあったとは言いませんが、それに近い事例はかなりあるというのが現場だそうです。ですから、事故が起きてからの云々の話ではなくて、せっかくそういった新しい施設をつくるのであればやはりそういった対応も必要ではないか。人間がやっていることですから、ミスは必ずあります。だけれども、このアレルギーに関してはミスって許されませんから、そういった対応をやったりしっかりやらないと現場が混乱してしまうので誰の責任だかという話になってしまうので、それではかわいそうなので、その辺の対応をきちっとしてもらいたい、そう思います。

それともう一点、アレルギー対策について、緊急的に対応できる、エピペンですか。

〔「エピペン」と呼ぶ者あり〕

○3番（駒形信雄君） 注射をばんと打つ、そういったものは各学校のところに配置はできているのですか。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

アナフィラキシー症状、突発的な、それにつきましてはそういった児童生徒が自ら持っておって、学校の教員はそのことを全て把握をしております。したがって、その子が万が一何かあって自分で打てない場合については、先生方の補助のもとに行うというふうになっております。

○議長（祝 優雄君） 駒形信雄君。

○3番（駒形信雄君） 24年度決算の資料の中で、給食センター、自校式のアレルギー対応の人数の内訳が出ています。72名という数が出ております。72名って随分多いのですが、これは子供さんによってそれぞれ対応が違うと思うのですが、主にこういったアレルギーのものが主力になるのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

きちっとした数値は捉えていないのですが、1つは卵、それからもう一つはソバ、小麦類の穀物、それからエビ、カニというのが、これが多いという。それから、学年が上がるに従ってだんだん強くなっていくようなこともありまして、私の経験ですとそれぞれの子供が状況が違うという、そういうことでございます。

○議長（祝 優雄君） 駒形信雄君。

○3番（駒形信雄君） 確かにそれぞれ違うということでしょうけれども、特に小麦粉関係も含めてアレルギーといういろいろな食材に影響してきますので、やはりここはさっき申し上げた対応も含めて先生方との連携をしっかりとやっていただきたいということを申し述べておきたいと思えます。

それと、南佐渡中学校の給食センターの位置は校庭の端に位置をしております、これは例えば強い風が吹きますと校庭の砂を巻き上げて、給食センターあるいは給食センターを越えて特養あるいは病院のほうに巻き上げる状況が出てきます。そういった懸念があるのですが、周辺整備の中でそういった防砂林とか、校庭の周りの植樹というのはどういう形になっておりますか。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

来年度にグラウンドの工事がございまして、今給食センターの工事の中でそういったふうな植栽等につきましては、防砂林等は考えておりませんが、次年度まだグラウンド工事が1年残りますので、その中でそのような砂を防止できるような対策が可能かどうかちょっと検討させていただきます。

○議長（祝 優雄君） 駒形信雄君。

○3番（駒形信雄君） やはりそういったものは当初計画からきちっと盛り込んでおいてほしいと思えます。後でやったから追加ということの対応では困るので、その辺のところも現場の状況をよく把握をして対策をとっていただきたい、そういうふうに要望しておきます。

次に、全国学力テストについてですが、教育長は先ほど答弁で佐渡の場合は少人数学級というか、子供さんも少ないので、なかなか難しいような答弁されましたけれども、これは要はどういう使い方をするかということが一番主眼だと思うのです。ただ成績を公表して云々という話ではなくて、学力の状況によって、例えば子供さんがどうしたいのか。例えば教育委員会で優秀な生徒をふやしていきたいのか、落ちこぼれを減らすのか、あるいは一部の科目に秀でた子供を育てていくのか、そういったやっぱり教育委員会ならではの教育方針の中で活用していく、そういうことが大事なわけで、個人を特定されるからとか、そういった捉え方の中でやるものではないと思えますが、再度、どう考えますか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

今議員のおっしゃるとおりで、学力テストの活用というのは点数云々ではなく、いろいろ傾向がわかりますので、それぞれの学校に合わせて弱い点を補強していくとか、佐渡全体としましても全員のものが集まりますと、傾向として国語はまあまあだけれども、算数のほうは弱いとか、基礎学力はあるのだけれども、思考力が弱いとかというのも佐渡市の全体の傾向としても出てきておりますので、そういうことに活用することによって学力テストというのはとても意義があるものになるのだというように捉えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 駒形信雄君。

○3番（駒形信雄君） 平成19年から20年にかけて全国学力テストの実施状況の調査というものが行われておりますが、これ佐渡独自ではこういった調査というものは行われていますか。というのは、調査の目的として国が全国的な義務教育の機会均等の水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力、学習状況をきめ細かく把握、分析することで教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る、こういった内容なのです。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

佐渡市としましては、抽出調査の年もあったのですが、ある年度にやってある年度にやらないということちょっとデータが客観的にならないなということで、毎年佐渡市の小学校、中学校の場合には予算をつけておりまして、今まで毎年実施してきております。

○議長（祝 優雄君） 駒形信雄君。

○3番（駒形信雄君） そういった調査を検証していただいて、特に今佐渡市のいろんな中学校、小学校も含めて、部活も、あるいは例えばリコーダーの全国大会に出る学校もあります。そういった面で特色がやっぱり大事だと思うので、そういった面も、成績だけではなくて、そういったこの学校はこういう特色を持っているよ、あるいはこういう取り組みをしているよ、そういったものも公表して行って、やはりお互いに切磋琢磨できるような形に持っていくのが本来の姿だと思うのですが、そういったものを検討していただけますか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

佐渡の場合、中学校は14校ありますし、小学校は24校ありますので、どの学校もこれ学校教育ですので、学校の勉強はそれぞれの学校が頑張っていく必要があるのだろうということが1点ですし、やはりそれぞれの学校がそれぞれの地域によって多少の校風の違いのようなものがあっていいわけですので、そういう面でもお互い自分たちの地域のよいところを出して頑張っていくってほしいし、私たちのほうも最終的には自分の生まれ育った地域というか、もうちょっと大きく言えば佐渡というか、そういうところを愛して、そこを誇りに思うような、そういう子供を育てていければ一番いいというように思っております。この後もそういうことで教育委員会としては頑張っていきたい、そのように思っております。

○議長（祝 優雄君） 駒形信雄君。

○3番（駒形信雄君） ちょっと時間も押し迫ってまいりましたので、ぜひ公表に向けて教育委員会の中で検討していただいて、よりよい今後の子供のやっぱり育成に向けていい形での公表の仕方というものを考えていてもらいたい、そういうふう思っております。

次に、小規模の障害者施設のことですが、先ほど今後義務化された場合には、それは全施設についても対応していくという話もありました。スプリンクラーの設置について、例えばスプリンクラーだけを設置していけばいいのか、それとも施設の改修も含めてやらなければスプリンクラーの設置も難しいという状況の施設というのはどれぐらいありますか。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） ご説明いたします。

現在、先ほどお話がありましたように、障害者施設18ありまして、設置されている施設が3施設ございます。残りにつきましては、義務化がされていませんので、現在ところスプリンクラー設置されておりましたが、スプリンクラーの構造と申しますか、いろいろありまして、水道直結というようなものもありますので、施設を改修しなくてもできるような構造のものがありますので、ちょっと今面積的な要件によっていろいろ変わるものですから、改修しなければならぬかどうかというのははっきり今のところ申し上げられません。

○議長（祝 優雄君） 消防は何か補足ありますか。

消防長。

○消防長（深野俊之君） それでは、ご説明させていただきます。

消防法施行令の一部改正について、今回11月に案が出された施行令の案につきましては、面積の部分について、面積に関係なく設置をしなければならないというような規定になりますが、今佐渡市の設置義務のある施設について、275平米以下の施設は今ございません。それで、その前の段階、3月に公布されました消防法施行令の一部改正で、消防の施設の用途の見直しという部分がありまして、それについては具体的な判断基準というものがまだ消防庁のほうから発出されておきませんので、具体的にそういった施設が該当するようになれば、また福祉関係、あと建築部局等との連携を図りながら対応していきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 駒形信雄君。

○3番（駒形信雄君） よろしく申し上げます。

それと特養についてですが、要介護1、2の状態、これ特養を利用する理由として、要は介護者が不在だとか介護が困難とか住居の問題があるとか、そういった調査結果も出ておりますけれども、国は空き家を利用した中での1、2の対策をとるというふうになんか考えているようなのですが、こういった場合に佐渡市としての対応というのはできますか。

○議長（祝 優雄君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 説明します。

今駒形議員のほうから空き家対策というお話がありましたが、それについての情報、私、申しわけございません。存じておりません。

○議長（祝 優雄君） 駒形信雄君。

○3番（駒形信雄君） 決まっておりますんで、これからいろいろ指針が出るかとは思いますが、特に一番、午前中にも同僚議員からの質問がありましたけれども、要支援の対策、これが市町村への移管というものが大変問題になってくるのではないかなと思います。もともと介護や支援の必要性が生じれば保険給付を受けられる、そういった前提で我々は介護保険料を払い続けてきておるので、今後そういった最も利用の高いサービスを保険給付から外すという状況というのは大変私はおかしいなと、そういうふうには思っておりますが、例えばその中で地域支援事業で市町村の裁量に任せて運営をすると、そういったときに人員とか運営基準、ああいうものはどういうふうにつくっていくのか、あるいは担い手として例えばボ

ランティアであるとかNPOであるとか民間企業というふうに位置づけをしようとしておりますが、そういった場合にそういうことが本当に活用して佐渡市としてやっていけるのか、その辺の考え方というか、感想でよろしいですが、よろしくをお願いします。

○議長（祝 優雄君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 説明いたします。

議員からお尋ねの件につきましては、要するに訪問介護、通所介護等にボランティア、NPOをどう参入させていくかということでございます。これにつきましては、国のほうではそういう形で多様化のイメージの中で新たなマンパワーの参入をして、利用者に対するサービスを向上させよということを狙いにしておるようでございますが、これにつきましては私どもまだ情報がそうたくさん入ってはきておりません。果たしてそういうものが都会型なのか、あるいは地方型なのかも含めまして、今既存の事業者を行っているものとうまくマッチングできるかどうか、そのあたりをもう少し分析をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 駒形信雄君。

○3番（駒形信雄君） 決まってもいないものを答弁せいというのも無理もあるのですが、ただ決定してから、はい、ではこれから検討しますではもう遅いということでもありますので、やはり想定をしながらどういう対応をしていったほうが佐渡市の今後の対策としてきちっとできるのか、その辺も考えて検討をよろしくをお願いをいたしたいと思っております。

次に、下水道のほうに移ります。確かに下水道の見直して非常に難しいことは承知をしております。しかしながら、やはり財政的に今の状況でいくと大変な圧迫、財政圧迫につながってくるのだろうということは予想されます。こういう中で、一度見直しを図ったといいますが、実際には中心市街地以外の、要は家と家とかなり離れているところも下水管を布設している状況もありました。そういうことは、やはり非常にこれからは将来の維持管理に対しても負担がかかってくる、そういうふうにと考えるとあります。これ財政的に言うと、大体全国的に試算した中で5万人を切ると下水道はもう成り立ちませんよと、そういったデータも出ておるのですが、これから佐渡市が人口減少になっていくときに、今の計画とこれからの見直しをかけたときにどれぐらいの規模で見直しを図っていったらいいのか、その辺を課長はどう考えておられるのかお聞きしたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 説明をいたします。

先ほど市長のお答えのとおり、社会状況の変化に応じてということでございます。当課としましても国及び社会情勢を検証しながら、国庫補助金の返還等が生じないように適正に計画変更をしていきたいというふうに考えています。

○議長（祝 優雄君） 駒形信雄君。

○3番（駒形信雄君） もちろん返還をしないというのですが、やっぱり財政力の弱いところは市町村設置型にもう切りかえるのです。このまま下水道を続けていくと将来に対して、将来の子供たちに負担かかるよということで市町村設置型の方向づけをもう打ち出している。そういう状況もあるので、これは真剣にちょっと見直していただきたいと思っております。

それで、24年度のこれ財務課の資料でいきますと、繰入金15億3,000万ぐらい、そのうちの要は法定外が大体3億ぐらいあります。この法定外という繰入れは今までの5年間の中でどのように推移してきていますか。

○議長（祝 優雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 説明をします。

24年度の繰入金は、議員ご指摘のとおり15億3,000万、ほとんどが元利償還金ということで13億程度ございます。残りのほうについては、人件費、それから集落排水管理費、建設費等がございます。これについては、これから加入促進等を図りながら減少していく予定ですが、元利償還金につきましては平成33年がちょうど平成10年から18年にかけての各処理場建設の公債費負担がピークになることから、平成33年以降については減少する予定で、現在は22年度から下水道整備、排水の費用も含めて8億円以内ということで、起債残高の減少で一般会計からの繰入金を減少させていきたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 駒形信雄君。

○3番（駒形信雄君） 一般会計からの繰入れは、当然少なくしていかなければならないけれども、一番の問題は繰入れの中で基準外、法定外というのがふえてくると、これイコール大体企業会計でいうと借金とみなしてもよろしいかと思うのですが、これを減らしていかないと累積で入ってきますよと。それから、今後下水道事業が完了した場合に、水道も同じですが、管路の維持管理に大変な金がかかってくる。当然布設替えもしなければならぬ。漏水は、下水の場合は当然アウトですよ。そういうことを考えると、その辺のことを踏まえてしっかりやらないと大変になりますよということを指摘をしておきます。

それで、試算表、経営指標、例えば事業の効率性とか財政規模とか、そういったものをいろいろ当てはめていくと、現在の佐渡市の下水道の財政状況がわかるような指標があるのですが、こういったもの課長は利用したことはありますか。

○議長（祝 優雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 説明します。

私その指標を使って考慮したことは今のところございません。

○議長（祝 優雄君） 駒形信雄君。

○3番（駒形信雄君） 今そういったものが出ておりますので、佐渡市の状況をきちっと把握するためにも、ぜひそういったものを活用してやっていただければ今後の見直し計画の中で役に立つと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

時間もなくなりまして、最後になりますが、補助金についてですが、市長は今後いろいろ、大事なものはもちろんそうですが、見直しを図っていくということですが、実は決算審査特別委員会の中でもかなり指摘がございました。大事なことは、やはり補助金要綱もそうですが、こういった補助金の効果があるのか、これを適正に本当に遂行できておるのか、そういったことも含めてやらないとやっぱり市民は納得いかないと思いますので、検討していただきたいのですが、行政改革課長、行政改革への意見として、補助金総額が計画額より大幅に上回っていることは問題であり、数値目標についても検証が必要である。外部評価については引き続き実施し、市民目線が反映される検証をすべきである。補助率の高い事業については費用効果を検証し、市民へ事業効果を公表すべきである、こういう指摘が行革になされておりますが、

どのように捉えておりますか。

○議長（祝 優雄君） 行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） ご説明いたします。

今のご指摘をいただいた中で、行革のほうで今まで行っております、先ほど市長が当初に申し上げた補助金の見直しを取り組んでおりますが、その効果としまして、平成20年度からでございますけれども、20年度から24年度までの中で補助金の見直しをしておる効果額としまして、廃止された補助金が88件、それから減額されたものが71件ございました。その効果額として約8億4,000万円ほどの効果があったと我々は見込んでおりますが、ただその一方で新たな重点施策等にかかわるものが出てきております。今までは財政規模もそれなりに維持できたわけですけれども、これからは確実に財政規模も減額されていく中で、この取り組みをまた強化しながら注意深く見ていきたいと考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 駒形信雄君。

○3番（駒形信雄君） 時間もなくなりました。補助金については、この後同僚議員ががっちりやるというふうに申し上げておったので、私は今後補助金についてもめり張りのついた、やはり市民の今後の力になれるような感覚のもとで支出をお願いしたいと最後に申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で駒形信雄君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 4時38分 休憩

午後 4時48分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂下善英君の一般質問を許します。

坂下善英君。

〔5番 坂下善英君登壇〕

○5番（坂下善英君） 政友会の坂下善英でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

このたび決算審査特別委員として平成24年度の決算審査を行いました。中でも特に業務の委託先の決定並びにその委託料の金額が適正であったのか、また補助金については、交付決定から事業の執行状況並びに実績報告書の内容確認について、負担金にあつては、事業主体と協議、連携のもとに事業が遂行されたのか、このことについて審査を行いました。中には、黒に近いグレーな執行状況やそのチェックの甘さが一部見受けられ、そのチェック体制が適正であったか甚だ疑問に思っているところです。そこで、担当課において事業の委託先はどのように決定するのか、補助金、負担金の交付申請時の内容確認並びに実績報告書のチェックはどのように行っているのか伺います。

次に、今定例会に上程されている観光誘客対策並びに広報広聴の強化策としての戦略官について伺います。私は、日ごろ佐渡における観光広報宣伝に対する戦略への取り組みの低さに対し、大変疑問に思っている一人であります。現在世界農業遺産認定、日本ジオパークの認定や国際保護鳥トキの存在、そして金

銀山世界遺産登録への取り組みなど、佐渡の情報発信を行うには事欠かない大きな材料があるにもかかわらず情報発信がばらばらであり、その材料を最大限に生かし切れていないことが今日の観光低迷の要因の一つになっているのではないかと思います。それらを生かし、早急に統一的な佐渡のイメージづくりや着地型商品造成と販売を行うための戦略づくりが必要不可欠であると考えます。市長は、この課題を解決すべく、部外から専門知識を有する戦略官を公募し、本腰を入れて取り組むための条例改正を本定例会に上程されていますが、公募により課題を解決することには賛成をいたしますが、この戦略官は常勤でなく月8日の勤務とのことであり、果たしてそのような体制で難題への取り組みができるのか疑問に思っております。そこで、なぜ常勤にしなかったのか、また観光広報戦略官の公募方法並びに人選についてはどのように考えているのかを伺います。

続いて、広域観光連携について伺います。現在佐渡市において、新潟市、長岡市、上越市との広域観光連携を結び、交流促進を図っているところでありますが、対岸地域との交流は当然必要であり、より促進を図らなければなりません。これらの観光振興を考えると、県内はもとより、近隣の市町村との広域連携を行い、共同誘客宣伝による地域間交流に取り組む必要があるのではないかと考えております。再来年の春には北陸新幹線が開通しますが、現在首都圏の旅行エージェントにおいては、金沢、富山、福井方面の旅行商品の造成が着々と進められております。佐渡を含む上越新幹線沿線地域や東北新幹線沿線の一部地域では、首都圏からの誘客に不安を持っていると漏れ伝わってきております。そこで、この両新幹線沿線との広域連携による地域間交流はもちろんでありますが、共同の誘客促進を図る考えがあるかを伺います。

続いて、2次交通について伺います。佐渡観光にとってマイナス要因の一つに島内の交通アクセスの悪さが挙げられていることは周知の事実であり、滞在型観光を目指すのであれば当然島内の交通アクセスの向上が不可欠であります。既に路線バスや観光バスによるシャトルバス、ライナーバスでの社会実験等を行い、検証しているとは思いますが、どのように検証を行ったのか、またその結果を踏まえてこれからアクセス向上にどのように取り組んでいくのかを伺います。

次に、補助金交付2団体の旅行業事業に伴うすみ分けについて伺います。この2団体とは、一般社団法人佐渡観光協会並びに佐渡地区農山漁村体験推進協議会が別途設立を行った一般社団法人佐渡地域観光交流ネットワークであります。市の補助金交付団体においてなぜ同一事業である旅行業をそれぞれ行う必要があるのか大変疑問に思っております。そこで、なぜ別々に旅行業事業を行わなければならなかったのか、その調整がなぜできなかったのか、またこの2団体において旅行業の取り扱いのすみ分けはどのように行っているのかを伺います。

続いて、観光データ調査分析事業の進捗状況と今後の取り組みについて伺います。昨年9月定例会の一般質問において、佐渡観光が及ぼす経済効果は大きなものがあり、市民から観光に対して理解を得る方法の一つに経済波及効果調査が必要不可欠であるとの質問をさせていただきました。その結果、本年度事業の観光データ調査分析事業として実施されているものと思っております。そこで、この事業の現在の進捗状況と調査分析をどのように行い、どのように今後観光戦略に生かしていくのか、また市民を始め関係者への情報提供を行うかを伺い、1回目の質問を終わります。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、坂下議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、補助金の問題でございます。このたびの決算審査特別委員会等で大変お叱りを受けたわけでございますので、これについては根本から立て直しをやっていかなければならないなというふうに考えております。いわゆるチェック体制ということでございますが、私自身チェック体制の前にやらなければならぬことがある。つまり補助事業の目的があり、その仕組みが一体どうなっているのかということがわかっていなくて単なる今までの形をそのまま引き継いでいるというところにやっぱり問題があるわけであります。したがって、現段階におきましては、事業内容とか効果等については各課において補助金交付規則とか交付要綱等に基づいて執行をいたしているわけでありまして、そういう問題が指摘されたということは大変残念なことであります。特に今回ビジョンを制定をいたしたわけでございまして、それに伴いまして戦略、つまりこれから平成31年に向けましてどういう内容で市が取り組んでいくのかということについても、将来ビジョンの中で4項目についてうたっているわけでございます。それに基づいて重点政策を組み、これからやっていくわけでありまして、つまり来年度の予算の査定がこれから議会が終わり次第入るわけでありまして、その際には、何としてもやっていかなければならないのはスクラップ・アンド・ビルドであります。スクラップ・アンド・ビルドでありますので、その段階で今やっている補助事業がどういう目的でやっておいて、その効果がどこにあるのか、どういう形で出ているのか、効果がないものはやめればいいのかでありますし、スクラップ・アンド・ビルドということは今まで余りにも真剣にやってこなかったという部分があるのではないかと考えておりますので、これについては本当に重点政策事業の中でしっかりと査定をさせていただきたいというふうに考えておりますし、午前中からも申し上げているようにそのチェック体制について補助事業の手引等々をつくりながら、一つ一つチェックをしていくようなもの、これハードについてはやらせていただいたわけでありまして、ソフトについてはまだできておりませんので、そういうようなものを、一部できたものもあるのですが、そういうようなものを活用させていただくと、こういうことでございます。

戦略官につきましては、今議員がご指摘になったとおり。とおりというのは、なぜ戦略官が必要だかというのはそのとおりであります。佐渡は、世界的に見てどうかわかりませんが、日本の市町村の中でこれほど材料のある私は市はないというふうに思っております。しかしながら、それをほとんど生かし切れていないというのが私はやっぱり一番大きな問題であるだろう。従来は団体旅行のそのまんまのものを引っ張ってきたというところに私は大きな過ちがあったのではないかなと考えております。したがって、それは今まで20年間の空白があったわけでありまして、観光振興課の職員も観光協会もそうでありまして、それがなかなかできなかったわけでありまして、したがって、そういう訓練を受けていないわけでありまして、これから訓練のための訓練をしたとしても時既に遅し。平成31年というものが目標でございます。したがって、これは外部から入れざるを得ないという結論に達したわけでありまして。そういう意味では、外部から入っていただいて、観光の戦略官につきましては3つのことをやってもらうということにしております。1つは、コンテンツ、先ほど申し上げましたが、多くの、いっぱい材料がある。それが生かし切れていないわけでありまして、コンテンツを磨き上げるということが1点であります。もう一

つは、磨き上げたものをどうやってつないでいくのかという、つまり1泊2日ではなくて2泊、3泊というそのもののアクティビティーをつくっていかなければならないということです。それをつくるだけでは何にもならぬわけでありますから、それをいち早く事業化しなければならぬということ、商品化をしていかなければならないということで、この3つについて観光戦略官からはやってもらおうと、こう思っておりますし、それができるような能力を持った人を何とか公募をしたいというふうに考えております。議員がご指摘のように8日間ということであります。この8日間というのは、実は佐渡の場合というのは非常に条件が不利でございます、移動日というものもあるものですから、8日間ということになるわけでありまして、私は今申し上げた3つのものについてしっかりと連携をとりながらやっていくということでこの目的を達成をしたいというふうに考えております。

それから、給与水準の問題もあるわけでありまして、いわゆる首都圏の民間企業の現役の社員でございまして、決して給与水準として高くないだろう。しかも、これについては交付税等で措置をするわけでございますので、むしろ佐渡市の職員よりは給料が多分安い、払う額は少ないというふうに考えております。

それから、公募について、今申し上げましたようにその3点が確実にできるということ、それからそのためにはきのう、きょう入ったような社員ではできないわけでありまして、やっぱり10年以上はこういうことで実務経験をした人材、これを条件として公募をかけたいというふうに考えておりますし、当然のことながら書類審査もありますし、また個別面談もある。そういうことをやりながら見抜いてまいりたいというふうに考えているところであります。

それから、広域連携でございます。これも議員おっしゃるとおりであります。これからの佐渡の観光の立ち位置というものは、今までのようにどうも新潟とか長岡とかどこかほかのほうでやるものにくっついていっているような感じがしたわけでありまして、これからの観光は、佐渡の位置づけというのは、北陸新幹線と上越新幹線を結んだ周遊のかなめとしての大きな位置づけを持っていかなければならないと思っております。そういう意味からしまして、広域連携、単なる佐渡の中だけとか、あるいは近隣だけではなくて、広域連携をやっていかなければならないと思っております。現段階におきましては、北陸新幹線が走るということなものですから、上越市を中心といたしましたもの、これが1つございまして、従来から新潟市とか長岡市と戦略を組みながら今やっているわけでございます。北陸新幹線については、4市との連携で今受け入れ態勢等の整備を行っているところでございます。ただし、それはそれとして、大阪及び関東から呼んでこなければならぬわけでございますので、今ほぼいい線が出ているのが糸魚川市との連携、ジオパークの連携であります。それから、能登の市町村とのジラスでの連携がございます。それから、姉妹都市が2つ、つながっているのがありますが、ここについて今までの交流だけではなくて、やっぱりもっと掘り下げて、お互い、国分寺も入間市も市長がかわったわけでありまして、これはもっと突っ込んでやっていこうという話も今しておりますので、そういうところとの姉妹都市との交流。それから、「飛べ！ダコタ」の飛行機が静岡の浜松行きましたので、浜松へ私行って、嫁に出したわけでありまして、挨拶に行っていました、これから浜松市との連携をやっていこうということで今話をしておりますし、従来からの産業の連携という形での大田区なり町田市等々との連携もこれから考えていかなければならない。それから、これからまたありますけれども、先般も大阪の県人会にも私顔を出しましたけれども、

大阪なり京都なり名古屋、今度また来月は名古屋がありますけれども、そういうところとの連携をこれからやっていかなければならないというふうに考えておりますので、これからは広域連携を積極的にやっていかなければならぬというふうに考えております。

それから、2次交通でありますけれども、先ほど私申し上げましたように上越新幹線と北陸新幹線の周遊のかなめということになると、新潟から両津へ入って、そして小木から上越のほうへ出ていく、あるいは逆のコースも考えられるわけがありますけれども、そういう意味におきまして佐渡の中をどうやって一日でも一晩でも多く周遊をさせるかということがやっぱり大事だと思っています。そういう意味におきましては、島内における2次交通の整備というのは、今までとは違って島民の利便性だけではなくて、島外から来る人たちの観光に対する利便性というものを含めた2次交通を考えていかなければならないと思っています。ちなみに、今やっているのがトキの森公園等々にバスを回しているわけがありますけれども、大幅に人が伸びているという、こういう実態もございます。それからもう一つは、両津なり小木なりそこで船からおりた。そのおりた人たちがそこを拠点としながら1日コースとか2日コースとかというような形で観光ができるような2次交通、そういうものについて運行事業者とこれから協議をしまいたいというふうに考えているところであります。

それから、2つの補助団体ということですが、1つの団体がパーフェクトにやるのならば2つする必要はありません。しかし、1つの団体ができないから2つにしたわけであり、これも明らかなことです。公に申し上げますけれども、できないからこうしたのだ。特に従来からの団体客中心、そしてエージェント対策、これをやっていたものから、今の観光の形態は、いわゆるグリーンツーリズムもそうありますし、体験、そういうものがこれからどんどん、どんどんふえてくる。いわゆる個人客あるいは教育旅行、こういうものがふえてくるはずであります。したがって、そういうところもやっぱりやっていかなければならないわけでありまして、それが今までなかなか欠けていたということもございますので、当然農家民泊等の設置を含めながらこれをやっていくと。それで、今回農家民宿、農家民泊における車、送り迎えの青タクと、白タクというのですか、違反だというような話があったんですが、これについても解決をいたしたわけでありまして、そういう形でこれからやって、全て顧客ニーズに対応した受け入れができるような組織をこれからつくっていかねばならない。当然そういう中においては旅行業の宿泊も必要だというふうに考えております。これは、もう今回からも強力に進めてまいらなければならぬ。ただし、この2つの組織がけんかしているわけでも何でもないのです、お互いに連携をし合う。それぞれ得意の分野をやっていくということできたいなというふうな考えであります。

なお、観光のデータ等の進捗状況、さらにはすみ分けの関係、これからの関係等については観光振興課長から説明をさせます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 補足説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） では、補足の説明をさせていただきます。

なぜ旅行業を別々にという部分でございますが、平成20年度に小学生の農山漁村での民泊体験の推進に向けて佐渡地区農山漁村体験推進協議会が設立されております。これは、先ほど市長が申し上げましたと

おり、その当時の佐渡観光協会だけではこれができないということで、協会の会員以外の方にもお集まりいただいてこの協議会が設立されております。以後民泊の確保や体験メニューのプランづくり、学校への情報発信とか相談窓口としての役割を担ってきております。設立の当初から継続的、安定的な受け入れを実現するために、旅行業の取得を前提として法人化を目標とされていたものでございます。この協議会には当初から佐渡観光協会も会員となっておりまして、基本的には民泊や教育旅行、グリーンツーリズムなど農山漁村と結びついたアクティビティーについては佐渡地区農山漁村体験推進協議会が担うということで確認され、すみ分けされておったものと考えております。

それからもう一点、観光データ調査分析事業の関係でございます。観光データ調査分析事業につきましては、佐渡汽船の両津、小木、赤泊港のターミナルで船に乗られる方に対して抽出で実施している観光アンケート事業、それからインターネットを活用したギャップ調査、それから観光による経済波及効果の調査ということで3つの調査をいたしております。1つ目の観光アンケート調査でございますが、観光客の割合だとか滞在日数、島内での支出額など、佐渡観光の基礎データの収集を目的としております。9月末現在で約6,700人ということで、年度末には約1万人を超えるデータの収集を見込んでおります。今後の活用ということでございまして、佐渡汽船の輸送人員をもとにした観光入り込み数の人数の推計とカリピーター率や滞在日数の推移の把握ということで、これからの観光施策の効果の検証などに生かしていきたいというものでございます。それから、2つ目のインターネットを活用したギャップ調査ということなのですが、インターネットリサーチ会社のモニター1,000人程度を対象といたしまして、既に完了しております。これは、島内の観光スポットの認知度、どれだけ知っておるかという部分と興味がどれだけあるかという部分のギャップを捉えるということで、もう少し平たく言いますと、余り知らないけれども、おもしろそうだねという部分があるとすると今後の活用に生かしていくということでございまして、認知度が低い、興味度が高いスポットについてはPRの強化とかアクティビティーの充実などというような部分で誘客施策に反映していくというものでございます。それから、経済波及調査の関係です。これは、二次的な波及も含めまして、観光消費が佐渡経済に及ぼす効果というものを検証するというものでございまして、冬場のアンケート調査のデータも必要となることから、年度末に完成を目指しておるところでございます。今後の活用としては、観光による経済波及効果を周知して、島民と一体となった観光振興に結びつけたいということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君の2回目の質問を許します。

○5番（坂下善英君） それでは、補助金等のあり方についてですが、中でもちょっと私NPOの関係についてお聞かせをいただきたいと思っております。24年度に補助金をNPOに出したいいわゆる数、何法人ありますか。

○議長（祝 優雄君） 藤原地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） ご説明いたします。

24年度に補助金を執行したNPO法人の数ですが、12法人でございます。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） 12法人ではなくて11法人ですよ。事業が12ですよ。それでよろしいですよ。

○議長（祝 優雄君） 地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） 失礼いたしました。1法人ダブっておりました。11法人でございます。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） これNPO法人ですけども、NPO法人ですと毎年実績報告書を出しておりますよね。多分NPO法人の認可というのは県がして、事務的な部分というのは佐渡市が委託をされてやっていると思いますが、たしか27団体だと思いましたが、24年度の実績報告をされていない団体は幾つありますか。

○議長（祝 優雄君） 地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） 済みません。今その資料持ち合わせておりません。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） では、言いますが、たしか6団体だったと思うのです。24年度に事業報告を出していないNPO法人に対して補助金が支払われておりますか。

○議長（祝 優雄君） 地域振興課長。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 暫時休憩します。

午後 5時18分 休憩

午後 5時24分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） ご説明いたします。

24年度に実績報告が未提出で補助金を支給しているNPO法人は、佐渡の声とトキの島の2団体でございます。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） これなぜ聞いたかというのと、よく確認していないのです。チェックしていないのです。1年の実績報告が上がってきた団体に対して当然補助金は出してもこれは構わないと思うのです。ただ、実績報告が、要するに何をしていないかわからない、実績がないのにその団体に補助金を出しているというところの部分が担当課同士しかわからないわけです。ここを地域振興課がNPOの窓口であれば、当然このところはやっぱり調整をしておくべきではないかなと私は思うのです。それについて、そのシステムが当然悪いわけで、そのシステムについて変えるというか、今後そのようなことのないように進めていけるのかどうかちょっとお聞かせいただきたいのですが。

○議長（祝 優雄君） 地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） ご説明いたします。

今ほど実績報告の提出がない団体につきましては、再三督促をしております。そこで、NPO法には監督に関する規定がございます、法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その業務等に関する報告をさせたり、書類等进行检查することができるとされております。ま

た、運営の改善命令や設立認証の取り消しをすることもできるとされております。佐渡市でのNPO法人に関する事務でございますが、新潟県からの権限移譲を受けて行っているものでありまして、これまで県ではNPO法人の育成のほうに主眼がありまして、管理監督の部分についてはどのような場合にどのような対応をするかといった明確な基準がございました。県からは、今年度中に管理監督に関するマニュアルを、基準を作成すると聞いておりますので、今後はそれをもとに業務を進めたいと考えております。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） それで、何か出していない法人に対してまた25年度同じ事業で、金額は違いますけれども、交付申請が出ておるわけです。これについて、やっぱりここはきちっとチェックをして、実績報告、出さなければいけないものはきちっと出しなさいということで、それが出せないのであればこの事業の交付はしないというぐらいの強いことでやっていただきたいというふうに申し上げておきますが、そのほかに疑わしきは罰せずというところがありますけれども、ピオトープ、それは1つそうであります、例えばNPO法人が事業申請をします。その事業が例えば111万5,000円という、これはある事業ですけれども、その事業をやりましたと。ところが、家屋の解体をしているわけですが、本来であれば見積書とか請求書がついていなければいけない問題だと思うのです。ただ、調べてみますと領収証がある会社の領収証1本なのです。これが111万5,000円に対して50万の補助金を出しているのです。だから、こういうところのチェックはやっぱりできていないと。当然家屋を解体するわけですから、解体の重機が幾らで、それを捨てるあれが幾らで、そうなっていますよというものが無い。それに対して認めて補助金を出していると。そこら辺はよくチェックをされてこれから運営をしていただきたいということ、その中には理事のところの会社にそれが丸投げされていると。だから、領収証が1本なのです。だから、こういうことやっぱりいいか悪いかという、それは担当者で判断つくのだらうと思うのです。屋上屋私には言いませんけれども、こういうところがあるので、各担当課長においてはきちっと精査をして、きちっとチェック、悪いものは悪いと、これはだめだという審査をきちっとしていただきたい。市長は、さっき補助金の部分についてはソフトのチェック体制をきちっとするというところでありますから、そこは十分、市長、市長の指示できちっとやっていただきたいというふうに私は思います。

それともう一点、NPOはこれで置きますが、補助団体、これはここの事業なのですけれども、観光振興課長に聞きますが、官民協働委員会からの事業として予算計上されている25年度事業で、先ほども申し上げたけれども、農山漁村体験推進協議会への補助金が800万あります。その800万は、私たちが説明を受けているのは、この団体が法人化をして旅行業をやりますよというふうに私どもは説明があったと記憶をしております。この事業、今どきになってこう言うというのは、これは後の問題になって出てくるのですけれども、さっき申し上げた2つの団体に旅行業が必要あるのかということなのですが、そのときに旅行業をやるためには供託金が必要ですと。当時は3種ですから、300万の供託金が必要なのです。この800万の中から供託金を出すのではないでしょうねという質問をしたところ、それはありませんということでありました。この間9月の委員会の所管事務調査でお聞きしましたら、別途団体つくったところを含めて供託金一部出ているという話がありました。何でこれを聞いたかといいますと、農山漁村体験推進協議会から別途つくった法人なのですが、この法人というのは財源ってどこから出ているか、課長、わかりますか。

○議長（祝 優雄君） 坂下君、まず市長に答弁をいただいて補足説明させます。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今の件については、私自身承知をいたしておりますが、前段の部分でちょっとお答えをさせていただきますが、今の話聞いていますと補助事業のホの字が全然わかっていないということがここでわかりましたので、これ先ほどから申し上げているようにこれから重点事業の市長査定に入りますから、その段階で厳しくやりますし、やっぱりこれ補助事業の仕組みの中で実績報告が出ていないところに出すなんていう話はもう論外なのです。補助事業の次元ではないのです。だから、その辺のところもやっぱり徹底してやらなければならないなと思っていますので、よろしくひとつ、頑張ってください。

○議長（祝 優雄君） 補足説明を許します。

観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） それでは、補足の説明をいたします。

3月議会では佐渡地区農山漁村体験推進協議会を法人化すると言ったということでございます。そのとおりでございまして、ことしに入りまして協議会の内部で法人化に向けて協議してきております。当然のこととして個々に今まで農山漁村体験推進協議会の会員であったところについては、それぞれの団体での機関決定が要するというので、時間も要るよねという話があります。それからもう一つ、今までの佐渡地区農山漁村体験推進協議会の会員の中に、例えば漁協の連絡協議会とか森林組合の連絡協議会、それから小学校の校長会というような形で、どうもこの後設立する法人が例えば負担金をどうするか会費をどうするかという部分のときになじみにくいねという課題が1つ生まれました。それで、どうするかということで検討した結果、先進地のところではこういった協議会が旅行業事業をやりたいというときには、協議会をそのまま残して旅行業事業については別途違う法人をつくるというようなところもございまして、当面はこれと同じ形で進めようということになりました。結果、佐渡地区農山漁村体験推進協議会の会員のうち特に関係がこれから深くなる地区の民泊の関係者を中心に役員8人手を挙げていただきまして、その8人で法人を設立したという形になっております。今後につきましては、当然佐渡地区農山漁村体験推進協議会の中から生まれた法人でございまして、密接に連携をとりながらやっていくということと、法人についても会員をふやしていくというようなことで、滞在体験型の観光を推進していこうということでございます。

それから、お金の関係でございまして。うちのほう既に佐渡地区農山漁村体験推進協議会に補助金の交付申請を受けて交付決定をしております。それでこの後、こういう事態になったものですから、どうするかということで協議した結果、設立した法人については、旅行業なものですから、免許を持った方が1人必ず要するというので、法人については以前佐渡地区農山漁村体験推進協議会にいました1人の職員をこの法人の職員としております。それで、法人を立ち上げたのが10月でございまして、この方の10月以降の給料については当然この法人で払うことになりますので、佐渡地区農山漁村体験推進協議会のほうから法人のほうに委託事業で旅行業の部分を委託するのだということで、その方の給料の半年分、10月以降の分と、それから多少の事務費の部分、それからもう一つ、旅行業の取得の関係で費用が必要になるのですが、これも農山漁村体験推進協議会のほうから出すのですが、農山漁村体験推進協議会については民泊の方々、民泊すると1泊当たり1,000円ということで協力金をいただいております。ことしの実績で1,000民泊ぐ

らいなことになっているものですから、そういった自主財源を使って法人、旅行業の費用についても賄うということで動くということで聞いております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） 私は、農山漁村体験推進協議会は決して悪いことをしていると言っているのではないです。非常にいいことだし、これからの観光振興を図る上では当然必要性があるのです。ただ、その団体の設立に当たって、やっぱり議会あるいは私ども委員会で、農山漁村体験推進協議会が法人化するのだと、そして旅行業やるのだと言っているのがその方向性が変わって、また補助金の中から委託でそちらへ出していくということがこれいいのかどうかって、僕はちょっと法律的にはわかりませんが、そこはきちっとしてやらないと誤解を招くと。しかも、農山漁村体験推進協議会の会長というのですか、委員長は官民の観光の部会の委員長ではないですか。だから、そこも疑惑を招く一つの部分になりますので、そこは十分ちょっと話し合いをして、さっきも私旅行業の話をしました。だから、そういうことをしているから、一緒にやれないという部分も私はあるのだらうというふうに思います。だから、そこら辺をきちっと取り組んでいただきたいというふうに思いますので、それについて今後どういうふうにして、課長、いかれるか教えてください。

○議長（祝 優雄君） 観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） お答えします。

この法人については、先ほども申しましたが、協議会の会員の中の一部が協議会の会員の合意のもと、とりあえずと言ったらあれですけれども、1つの法人をつくらないと旅行業ができないということなものですから、当面のものとして立ち上げたということでございまして、一番いいのは協議会がこの法人に全ての会員が移行してしまうというのが一番いいのですが、なかなか会費まで払ってというような部分で、まだ会員内部の中でコンセンサスを得られておられないという部分がありまして、ただこういう法人をつくって旅行業をやらなければならないということについては同意を得ております。それで、新しくできた法人についても会員をふやして組織強化を図っていくという方向で指導してまいりたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） いや、わかったようなわからないような回答です。これについては、まだ時間もありますので、また委員会でもきっちりと調査をしていきたいというふうに思います。

次に、誘客宣伝あるいは広報広聴の強化策ということで戦略官の件についてお聞きをします。佐渡観光戦略を立てていく上では片手間ではあってはならないと私は思うのです。例えば8日間だけの勤務で果たして佐渡のことが十分理解ができるのかどうか。それは1つ疑問を持っています。市長、町田市へ一緒に行かれました。そのときに町田では広報担当部長という生え抜きの女性が一般から公募されて3年契約で就任をしておりました。その方は、市長もご存じのように広告代理店を含め、それから広告代理店のイベントの実施とかそういうことを経験をされて入ってきています。一生懸命やっておりますが、それには多分彼女のノウハウと3年のスパンというのでやはり町田のことを十分理解をして広報戦略を立てていくだろうというふうに思っているのです。これ市長は、観光と広報分けましたよね。観光戦略をする人と広報戦略する人、これ多分私1つにならぬと情報発信がうまくできないのではないかなと思うので、年間で、

市長と一緒に2年間雇用するという事は考えられませんか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 後で観光戦略官、広報戦略官の役割、何をやってもらうのかということについては具体的に説明申し上げますが、いずれにいたしましても観光の部分で申し上げますと、さっき私申し上げました3つの部分をやってもらうということにしております。それがその中でいわゆるアクティビティができれば、今2つあるかもわかりませんが、観光協会、佐渡市の観光振興課、それからもう一つの農山漁村体験推進協議会のその部分、その人たちがそれを持って売りに行かなければだめなのです、はっきり言って。私は、そういう点では出ないから困っているのです。やっぱりそれ出ないから困るし、出ようとしても持っていくものがないのですよ。私も職員連れていこうと思うときあるのだけれども、なかなか材料がない。だから、それを本当はつくって持っていけばいいのだけれども、つくるという訓練されていないから、その人からつくってもらうということであって、それをひっ提げているところ行ってPRをするとか何というようなことは、基本的にはそれは我々がやらなければならないことだと思っているのです。そういうことでありますので、それから広報官については、私ども佐渡市として物を発するとき、いろんなインターネットみたいのがあるけれども、なかなかリアルタイムに出てこないのですよ、はっきり言いまして。その辺が各課でやっているものをどうやって集めて、一つのパターンをつくってしまえば、私はそれがいいと思っている。そのところから始めなければならぬだろうと思っていますので、お互いにかみ合うところはあると思いますけれども、そういう意味で2人の戦略官ということを考えていうことであり、それからたった8日間しかないのということでもありますけれども、それは私も町田市の女性の広報官ですか、あの方ともお話をさせていただきました。たまたまあの人は結婚か何かを機におやめになった。退職された。それで、それからうちにいた。子供が大きくなったから、町田の人ですから、たまたまそれに合致したと。そういう方がおれば一番いいのですけれども、なかなかそれもないだろうし、佐渡には、本当は佐渡の人が一番いいのですけれども、そういうことで今回のものを考えたということでございます。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） そうすると、佐渡出身者でそういう業界とかそういうところにおられる方もおります。おると思うのですよ、まだ公募していないから、わかりませんが。例えば佐渡出身者で佐渡のことよく理解をしている方がいらっしゃったら、それは優先的に採用するという考えはありますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） これから公募をかけるわけではありますが、私は現職という形で考えております。だから例えば、一つの例ですよ。そうなるとは限りませんが、一つのエージェントに今勤めてばりばりやっている人だと仮にすれば、その人がここでそういうものをつくって、ひっ提げ自分の会社へ行ってすぐ商品化すればいいわけです。ほかのところについては、我々それ持って行って売ればいいわけです。そういうことなものですから、退職された人とかということではなくて、現職ということを経験している、ということなんです。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） 私退職したということは申し上げていないので、そういう若い人が一旗佐渡へ帰っ

て上げたいと、俺はこういうことをやったのだという方がいたらどうですかというお聞きをしたのであって、そういう意味ではないのです。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 大変失礼いたしました。

先ほど私ご答弁申し上げましたけれども、公募をいたします。その中で、いろんな条件は先ほどから申し上げていますが、最後に申し上げたのが個別面談なり書類審査というものをやるということでございますから、そういう段階においてその人が適格なる者であればその人を優先するということはあり得るわけでございます。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） 市長がさっき旅行エージェントといういみじくも言葉が出てきました。旅行エージェントの方をどこから連れてくるかちょっと私、もしそうなった場合、わかりませんが、そうなった場合ですけれども、これは若干問題があると思うのです。市長がそのエージェントと心ができるぐらいにばりばりやるというのならいいですけれども、ただエージェントの中には相当選択をしていく上では大変な問題が出てくると思うのです。結局事業者がいっぱいあるわけですから、そして佐渡の業者というのはそれぞれの業者から契約をして送客していただいているという状況もあります。だから、もし旅行業関係の方であるなら、その領域をやっぱり超えてできる人ということを考えていかないとだめなのだと思います。それについて、市長、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私自身は、冒頭からなぜこの戦略官が必要だかということについて申し述べたつもりであります。したがって、これから、まだ公募もしておりませんし、公募におきまして経験豊かな議員からもいろいろとご指導をいただきながら、その辺のところはクリアをしてやってまいりたいと思って、ただ私そこまでまだ取っついていないものですから、なぜ必要だかということで今申し上げたということでございますので、またその節にはよろしく願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） では、この件について最後にお聞きします。

公募の期間ですが、いつから始められますか。そして、いつごろに決定をされるのかお聞かせいただきたいと思うのですが。

○議長（祝 優雄君） 藤井総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） ご説明いたします。

12月議会無事ご了承いただいた場合ですけれども、年明け1月早々に募集を開始したいと考えております。その後書類の選考、面接を2月に行った上で、来年度4月1日からの採用というスケジュールで考えております。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） わかりました。

それでは、次の広域観光連携についてお伺いをいたします。市長は、北陸新幹線、上越新幹線利用と、その三角コースという周遊コースを考えて基本的におられるということでありましてけれども、今先ほど私

が最初に申し上げたのは、もう首都圏においては北陸一色に年明けとなっていく。たかだか新潟でDESTINATIONキャンペーンを3カ月、4カ月やったからといって、年間を通じた場合にはどうしたって金沢が近くなるわけですから、インパクトは当然強いわけです。だけれども、その中で上越新幹線の利用促進も図っていかねばいけません。では、上越新幹線を図っていくために、北陸新幹線もさることながら、東北新幹線との利用促進も必要性があるのです。私が市長にも申し上げたのは、郡山まで1時間10分で新幹線が行きます。そこから約四、五十分で会津若松に着くわけです。会津若松との連携をきちっと図って、会津から新潟、佐渡ということで、市長が言っている佐渡で2泊にはなりませんけれども、観光に来られる人の奥の深い周遊ルート、いわゆる商品造成ができるのではないかと私は考えております。そこで、市長は会津との連携が考えられるかどうか、その辺のご意見をお聞かせいただきたい。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほど上越新幹線、北陸新幹線の周遊のかなめということ申し上げましたので、何も北陸ばかりを考えているのではなくて、当然上越新幹線もやっていかなければならないし、むしろ佐渡へ来るお客さんのやっぱり多いところは関東周辺でございますので、そこをおろそかにするわけにはいきません。

それから、会津若松のご提案がございました。今会津若松は約300万人の観光を抱えている、会津若松とはそういうところなのです。しかも、会津若松から私どものところまで、新潟までですけれども、80分、90分で来るといふ、車なら、距離であります。したがって、全く手を握るには一番先輩格としていいところありますので、ぜひ会津若松とも連携をとりたい、こう思っております。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） 会津若松、たまたま会津の市長さんとお知り合いになりまして、その話をしましたら、大いにやりませんかという話をしておられました。したがって、今後、市長、会津若松と担当者レベルを含めてそういう広域連携がきちっとできるかどうか、何を連携をしていったらいいか。まずは、修学旅行の行き来があるのだらうと思うのです。そういう連携を進めていただきたいというふうに思います。民間レベルではいろんなことを、今佐渡汽船さんを含めて、会津の観光物産協会ですか、観光協会にかかわるべきところとつながりを持って、民間レベルでは進めておられるようですので、ぜひそこを来年きっちり取り組んでいただきたいということをお願いしたいのですが、市長、どうでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今ほど私申し上げたとおり300万ものお客さんを持っているところでもございますし、もちろん修学旅行としても先輩格でございます。そういう意味では、連携をいただくということは非常に大事なことでありますので、ぜひまた、議員が会津若松市の市長をご存じだということになればぜひご紹介もいただきたいし、私自身もお伺いをして今後の連携ということをお願いをしてまいりたいと思っておりますので、その節はよろしく願い申し上げます。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） ぜひお願いをしたいというふうに思います。

それで、続いて2次交通へのいわゆる取り組み、先ほど申し上げたように佐渡観光のネックの島内の交通アクセスの部分というのは非常に大きいのだらうと私は思います。点、いわゆる見どころ的な点はいつ

ばいあるにもかかわらず線で結ばれていないという現実があります。そこで、私は別に点と線で結ぶというのは非常に難しい制約があるのだろーと思いたすが、単にすぐできる方法というのは僕はあると思うのです。先ほど会津の話をしたが、会津若松ではハイカラさんという循環バスが走っているのです。それは、平成13年から事業を進めて、市あるいは交通事業者、観光関係者を含めて協議会をつくって、バスを市がリースをして実行協議会にお貸しして運営をしているという実態がありまして、最初始めたとき年間で1万4,000人ぐらゐ、今は10万以上超えているのです、会津若松の循環バスが。3台が今5台か6台走っておると思うのです。それは、地域住民にも利用されておりますが、1区間200円で、1日乗り放題500円なのです。それで十分ペイしているということでありまして、例えば今度世界遺産登録に向けて今準備を進めておりますが、相川とか小木も何か計画があるそうですけれども、そういうやれるところからとりあえずやっていく必要があるのではないかと。鶏が先か卵が先かという議論になると思うのですが、やっぱり先にやって4年間の間に、例えば相川ですが、宣伝がされれば、必ずペイはしてくるのだろーと思うのですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 会津若松においてバスを使っているというようなことについて、私自身まだ見たこともございませぬし、詳しいものは承知はいたしておりませぬ。ただ民間というか、地域の人たちも一緒に乗って、観光客も一緒に乗って、同じバスに乗るといふようなことだといふことは聞いておりますので、佐渡の場合といふのは地域に住んでる人たちの利便性とか、そういうことをメインにやっているわけですので、例えば国仲をちょっとやるといふのはなかなか面倒かもわかりませぬが、一番やっぱりやりやすいのは小木港に着いた小木の周辺をどうするのか、相川へ着いたときに相川の金山があるわけですので、歩くことも含めてそういうことも計画をしていく。やっぱりそれはできるところからやっていかなければならぬと思っております。したがって、先ほどから2次交通についてはやるということ申し上げましたし、もうけつに火がついているわけです、はっきり言って。悠長なこと言っていられない。しかも、来年、あと1年半で北陸新幹線も走るわけです。したがって、今回のビジョンの中でもそういう目標を立てていまして、平成31年度が目標年度なのです。それを30年まで今までのような悠長なことやっていて、31年になったらぽっとできるなんて問題ではない。つまり26年、27年の段階でベース、土台をつくっていかなければだめなものですから、人様に言うとき焦っているなんていう声を聞きますけれども、そうではなくてそうしていかないと今回のビジョンが達成できないし、佐渡の活性化にはならないと思っておりますので、26、27、この2年間を土台としてやらせていただきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） 市長、ぜひ取り組んでいただきたいと思いたす。

続いて、先ほど申し上げました2団体の旅行業についてであります、どういふすみ分けの仕方をしているのか、観光振興課長、いま一度明確に教えていただきたい。

○議長（祝 優雄君） 観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

佐渡地区農山漁村体験推進協議会が目指してきたもの、民泊であり、教育旅行であり、グリーンツーリズムなど農山漁村と結びついたアクティビティーについては、佐渡地区農山漁村体験推進協議会が担うと

いうことで以前から確認され、すみ分けされておるということでございます。ただ、この旅行業の部分につきましては、佐渡観光協会が前からやっておった部分でかぶる部分もあるのですが、お互いにやはり切磋琢磨していいものをつくってもらいたいということで考えております。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） 何か答えが僕ちょっと理解しづらいのですが、僕言いたいのは、農山漁村体験推進協議会は実際皆さんにわかりやすくこういうことをやるのですよと、観光協会というのはこういうことをやっているよということのそのすみ分け、僕が理解できないのかな。そこをもうちょっと詳しく説明していただけますか。

○議長（祝 優雄君） 観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

佐渡地区農山漁村体験推進協議会につきましては、グリーンツーリズムというような部分で、地域の中に入って民泊で、その地域の方々、一般のところ泊めてくれという話になるものですから、やはり地域へがっちり入っていきます。そこで修学旅行の体験なんかもつくるものですから、もう地域と結びついて農業の体験だとか漁業の体験というものをつくり上げております。今ほどの新しく立ち上げた法人についてもそれを受け入れてくれる地域の代表者の方々になっておまして、それをやるよという話になっております。一方、佐渡観光協会につきましては、会員の多くがホテルとかそういう関係者でございまして、今までやってきた旅行商品というのは、例えば観光施設と結びついて何かの体験をやるだとか、それから足をつけたようなものとか、そういった団体客とまでは言いませんが、そういう会員の中とのつながりの部分が多いものですから、それだけということではないですが、やはり新しくできる交流ネットワーク、法人の名前申し上げますが、そこはもっと地域に結びついて、漁業体験、農業体験ができる地域の方々、おじさん、おばさんが案内をしてくれると、そういうものを目指しておるということでございます。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） お互い連携をきちっとしないと大変なことになると思うのです。ただ、農山漁村体験推進協議会に来たお客さんにすれば、民泊するだけではないですよ。稲刈りもするでしょうし、魚釣りもしたり、いろんなことするでしょうけれども、それ以外に観光施設とか、そういうところを動いて回るわけです。そうすると、ここでなぜ問題があるかということ、旅行業をやっている2者が例えばそういう形で修学旅行を旅行エージェントから受けたとすると、旅行エージェントは、農山漁村体験推進協議会経由になるか、観光協会に経由になるかわかりませんが、観光施設にすると場合によっては、修学旅行の場合ですと二重に手数料取られる場合があるのです。それは、課長、理解できますよね。

○議長（祝 優雄君） 観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

今ほど新しく立ち上がった組織が旅行業を使ってどうお金を取っていくかという部分なのですが、今のところ先ほど申し上げました民泊をした場合に協力金として1,000円をいただくというような部分、この部分については民泊という部分では今まで観光協会はほとんどかわりがないと思います。それから、体験という部分なのですが、体験についても今まで観光協会が作り得なかった農山漁村地域の市民の方々と一緒になってつくるアクティビティーの部分でございます。それから、先ほどから市長が申し上げてお

るように、これをやはり修学旅行だけではなくて一般のお客さんにも広げていく、場合によればエージェンツまで広げていくというのが最終目標でございますので、ぜひその辺はうまくコントロールしながら、やはりかぶる部分もあるのですが、お互いに確認をしながら観光協会と交流ネットワークでやっていくと、お互いにいいものを目指すということでお願いしたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） それダブる場合というのは当然あるので、それで例えば観光協会が農山漁村体験推進協議会でやっている事業に対して送客をしますよと、マージン下さいよという情勢が出てくる場合だってあるわけです。だから、そこをちゃんとすみ分けがきちっとできていなくて、相談ができていなくて今まで、私が聞いているところですよ。その辺の細かい連携といいますか、話し合いがきちっとできていないので、そこをきちっとやっていただきたいということをお願いして、この問題については置きます。

次に、観光データ調査分析事業の進捗状況であります。課長はアンケートを両津埠頭でやっていますよということで聞いておりますが、この事業の委託先、これ委託料になっていましたが、これ委託先はどこですか。

○議長（祝 優雄君） 観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

アンケート調査につきましては、シルバー人材センターでございます。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） シルバー人材センターで、その後の調査事業というのはまだ委託先は決まっていな
いわけですね。

○議長（祝 優雄君） 観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

先ほど申し上げましたように3つあるうちの2つ目のインターネットのギャップ調査というものについては既に完了してございまして、これにつきましてはインターネットのリサーチ会社というものがございまして、そちらにお願いして完了してございます。経済波及効果については、まだこれからでございます。まだ発注をしておりません。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） それでは、アンケートについてちょっとお聞きしますが、実はアンケートの用紙を私これ持っております。資料要求しまして、9月までの数字が入っております。このアンケートの調査を見ますと、あなたはどこから来ましたか、幾つですか、目的は何ですか、そんなのばかりです。これいつでも誰でもできるアンケートですね。だから、シルバー人材センターに委託をしたのだと私は思うのです。その中でやっぱり感想というものが書く欄がないのです。これでアンケートとして、これをデータにして、実際にできるのだろうかとは疑問に思っているのですが、その辺はどうですか。

○議長（祝 優雄君） 観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

議員言われるとおりA4の裏表というようなものでございまして、余り多い項目になるとなかなか負担も多いということで、最低限のものにしてございます。一番の目的は、やはり観光入り込み数の推計のた

めにどのぐらいの率で観光客がいるのかというものでございます。それから、まだ足りない、例えば満足度というような部分については、まだ項目にも入れていないようなことがありますて、これできたら少し継続してやらせてもらいたいと思っておるのですが、観光の基礎データということで充実していけたらなと思っております。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） では、もう一つ課長に聞きます。このアンケートをシルバー人材センターに、僕らの言葉で言うと丸投げしているわけです。観光振興課の職員って、これ4月からずっと今までやっているわけですが、観光振興課の職員がその現場へ出てアンケートをとったという事例はありますか。

○議長（祝 優雄君） 観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） ちょっと担当のほうに詳しく聞いておりませんが、恐らくないと思います。ただ、やっている状況の把握ぐらいは行っていると思いますが、自分らで行って実際にお客さんからとるといようなことは恐らくやっていないのではないかと思います。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） 市長、これどう思いますか。というのは、私が言いたいのは、丸投げしているのではなくて、たまには自分たちがお客さんに接すること、これが欠けているのですよ、今。だから、観光のことが理解できなくなっているのではないかと思うのです。来られる方が何を考えてどういうことかというのは、自分たちがやっぱり肌で1日や2日感じたって俺はいいと思うのです。それ、市長、私の考えはおかしいですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 全くおかしくない、それが当たり前のことだと思っておりますが、その当たり前のことができていないから、戦略官みたいなものを頼まなければだめなわけでありませぬ。

それから、今回のものを丸投げというのは、こっちで全部やると独占的だというし、人に預けると丸投げという、どうもその辺がゼロか100かというのでおもしろくないのだけれども、今回のこの調査の目的は、今53万人なのです、観光客。それどうやって53万人というのわかっているのですか。わからないですよ、そんなの。県に聞いても、県が発表するのだけれども、どうやって、その根拠を示せと言っても示さないのです。本当の佐渡の実態というのわかっていない。観光庁ができたときもそういうことをしっかりやると言ったけれども、なかなか観光庁だつてできなかった。ところが、佐渡の場合は入るところと出るところが決まっているから、よし、佐渡が先駆けてやろうというのがそもそも狙いなのです。したがって、そういう意味では実態を把握するというのでございませぬし、シルバー人材センターに丸投げと言われれば丸投げかもわかりませぬけれども、これからは職員もそこに出てやるようには指示をいたします。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君。

○5番（坂下善英君） 実は、佐渡汽船に今までの輸送実績を私12月の初めの部分で聞かせていただいたのです。発着合計で6万7,000人落ちているというのです。そうすると、片道3万3,500人という数字が落ちているということなのです。市長は今把握する、それは大事ですよ。だけれども、佐渡汽船の数字もあるわけですし、そこら辺も含めてきっちりと調整、連携というのではないですけれども、照らし合わせて調

査結果を出していただきたいなと私は思うのです。過去に昭和61年に佐渡観光経済波及効果調査報告書というのが、市長もごらんになっているかと思うのですが、これはもっと分厚いものなのです。これ概要版なのです。これは、当時観光関係者とか市町村の担当者だとか、いろんなどころ配られております。ないと言ったらおかしいので。それと、21年に観光振興課が本土発着往復割引、割引についての経済波及効果調査をやっているのです。これは、どこも出ていないのです、多分。だから、ここで終わってしまっているから、先に行かないのです。一般の市民も理解をしていないのです。だから、これをもうちょっと砕いて、市民にわかりやすい、観光というのはこういうものですよと、これだけのお客さん来るとこれだけのお金が入って、そこから2次波及、3次波及がどうなっていくかというのが佐渡の経済に及ぼす本当の影響だと思うのです。だから、そこら辺をきちっと整理をして、調査の結果報告書を僕はつくっていただきたいということをお願いして、若干時間余りましたけれども、終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で坂下善英君の一般質問は終わりました。

○議長（祝 優雄君） 本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、明日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

午後 6時17分 散会